

**(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方**

私たち公益財団法人神奈川県公園協会は、神奈川県内における都市緑化と自然環境保全に貢献する高い意識をもち、これまで 40 年にわたり数多くの県立都市公園をしっかりと管理してきました。

その結果、県の指定管理業務評価において、「特に優良」の評価を平成 23 年度に 3 公園、平成 24 年度に 5 公園、平成 25 年度に 4 公園でいただきました。その他のほとんどの公園についても「優良」の評価を得ています。

県立都市公園の指定管理業務にあたっては、

- これまでの経験から得た各県立都市公園の設置目的への理解に基づき、行政の代行者として県民の福祉健康や緑・環境の保全を実現すること
- 各公園を神奈川県の魅力向上に資する貴重な財産ととらえ、県民をはじめとする利用者の皆さまに平等に、その価値を提供し続けることが私たちの使命であると考え、以下の運営の考え方に基づいて、高水準な利用環境の維持と利用者満足度の向上を目指した管理運営を行ってまいります。
- 社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するために「コンプライアンス要綱」を定め、責任ある執行と法令遵守の徹底を図ります。

**■安全で快適な利用空間の提供**

県立都市公園は神奈川県の高貴な財産であり、県民に安らぎをもたらすとともに、楽しく活動するためのステージでもあります。「公の施設」として、誰もが安心して快適に利用できる環境を提供します。

- きめ細かい管理による利用環境の維持と安全確保
- 公平・公正な利用の確保
- 公園の特性をふまえた災害への備えの強化



AED 取扱い訓練

**■より高い公益性の発揮**

これまでに培った経験と財産を活かすとともに地域や関係団体との信頼関係とネットワークを活かし、地域社会に貢献します。

- 神奈川県「かながわ未病改善宣言」に賛同し、具体的に取組む
- みどり、環境、生物多様性の保全の普及啓発
- 環境に配慮した資源循環型管理の実践
- 公園管理における協働の促進と人材育成
- 障がい者施設等と連携した花苗生産と公園での活用



公園周辺での緑化活動

### ■効率的、効果的な管理運営

公の施設として、常にVFM（バリューフォーマネー）を意識し、最小のコストで最大の効果を発揮する効率的、効果的な管理運営を目指します。

- 複数施設の管理運営によるスケールメリットの発揮
- 大型機械の導入による業務効率化
- これまでに培った人材や公園管理ノウハウの活用
- 従来からの信頼関係にもとづいた地域連携力の活用
- 防災と環境保護のための特定資産の活用



市立博物館と連携した発掘調査

## （２）本公園の特性を踏まえた管理運営方針

### ■本公園の特性

本公園の中心に位置する城山は津久井湖畔にそびえる標高 375mの独立峰で、山全体が1つの城として機能していました。津久井城と呼ばれたこの山は、戦国時代の遺構が現在もほぼ原形をとどめる形で良好に残されており、関東屈指の山城として大変貴重な存在です。

城山山中に入ると、希少な草花や野鳥、昆虫など、いたるところで豊かな自然に触れることができ、トレッキングやハイキングに訪れる利用者も多く見られます。また、城山山中には、保安林（土砂流出防備、保健）、自然環境保全地区、鳥獣保護区、埋蔵文化財包蔵地等に指定されている箇所もあり、法令に則った管理が求められます。

また、本公園は城山だけでなく、水の苑地、花の苑地というそれぞれ特色の異なる憩いの施設を備えています。

カスケードを中心とする水の苑地では、これまで春のサクラや初夏のルピナス、夏のジニアなど、季節感を演出する花の見どころづくりに取り組み、開花シーズンには多くの利用者が訪れています。

花の苑地では、ボランティアによる花壇づくりや津久井湖観光センターと連携した「つくい逸店市」を開催するなど、一層の魅力向上を図ります。

このように城山エリア（太井、津久井城址・城山、根小屋地区をあわせて以下城山エリアと呼ぶ）と水の苑地、花の苑地という異なった個性を持つ3つのゾーンがそれぞれ独立して存在することや、一方で未開園区域（小倉、荒句地区）もあり、管理運営には工夫が求められます。

なお、平成27年3月には公園の近くに相模原ICが開設され、首都圏及び関東各地からのアクセスが大幅に改善したため、今後より広域的な利用が見込まれます。



オオムラサキ



城山全景



ムササビ

## ■本公園の総合的な管理運営方針

当協会は本公園の開園当初より管理運営を続けており、その間、時間をかけて地域との信頼関係を培ってきました。このような経過や本公園の特性を踏まえ、私たちは、以下のような総合的な管理運営方針を定めます。

### 「しろやまオープンミュージアム」と「快適な湖畔の憩いの空間」

① 施設全体の魅力を高め、広域的な利用の拡大を図ります

② 自然と歴史の学習機会を幅広く提供します

③ 地域と一体となった観光拠点づくりを進めます

#### ① 施設全体の魅力を高め、広域的な利用の拡大を図ります

本公園の持つ「歴史」と「自然」の魅力を発展させ、公園が持つ更なる潜在的な魅力、新たな魅力の発掘と向上を図り、広域からの利用を促進します。

#### 《具体的方策》

1) エリアごとの見どころを充実させ、公園全体の魅力向上を図ります。

- ・水の苑地では、ルピナス、ジニア等の花修景を充実させ、「花の名所づくり」を推進します。
- ・花の苑地では、公募した市民に「市民参加ガーデン」として、プランター等を提供し、緑化の普及啓発を促します。
- ・根小屋地区では、周遊園路を活用した「つくい健康行脚」を設定し、県民の健康増進に寄与します。



水の苑地のルピナス

2) 飲食サービスの充実を図ります。

- ・「花の苑地ガーデンバーベキュー」運営の活性化及び円滑化を図り、花の苑地の利用促進及び魅力等を向上させます。

3) 新たな公園の楽しみ方を提案します。

- ・根小屋地区にある「森のステージ」を「根小屋オープンステージ」として、市民活動発表の場としての利用促進等を図ります。

4) 今後の利用者の増加を見据え、園内の安全性・快適性の向上を目指します

- ・サイン看板やパンフレット等の見直しを行い、迷わず安全・安心な園路（登山道）を確保します。



「森のステージ」での  
「森のコンサート」

## ② 自然と歴史の学習機会を幅広く提供します

「しろやまオープンミュージアム」をコンセプトとして、「歴史」と「自然」など本公園が有する資源について、さまざまなテーマによる学習機会を増やし、広く参加者を募ります。



自然観察会

### 《具体的方策》

- 1) 歴史に関するプログラムの拡充を図ります。
  - ・相模原市が「北条五代観光推進協議会」に加盟したことを機に、当公園も連携し、「津久井城ワークショップ」や、会員間で連携した「のろし上げ」を開催し、津久井城についての歴史愛好家の交流の場を提供し、また、戦国時代の通信手段を再現します。
  - ・山城の遺構に配慮した維持管理を行い、利用者が見学しやすい環境をつくります。
- 2) 自然に関するプログラムの拡充を図ります。
  - ・子ども達に生物の面白さを伝える「生き物ふれあい塾」を引き続き開講します。
  - ・オオムラサキなどの生物の保護、育成について普及啓発します。
- 3) 学校利用、団体利用による歴史学習、環境学習を積極的に支援します。
  - ・周辺小中学校へ積極的に「出前授業」を実施し、公園への関心を高めます。
  - ・公募した市民を養成した「城山ガイドボランティア」の創設に向けた企画を策定し、団体利用の案内や、利用者の歴史に対する理解を高めるプログラム作りを進めます。
- 4) ITセルフガイドシステムを導入します。
  - スマートフォンやタブレット端末を活用した「ITセルフガイドシステム」を適切に運用して、楽しく学べるようにします。

## ③ 地域と一体となった観光拠点づくりを

本公園は地域のシンボルとして、多くの人々に愛されてきました。この想いを継承し、これからも地域の核として発展していけるよう、地域と一体となった公園づくりを続けていきます。

### 《具体的方策》

- 1) 地域資源を活かした魅力づくりの取組み
  - ・パークセンターの歴史関係の資料を整理し、「城山歴史資料蔵」として、その資料を活用した歴史探訪ツアーを実施します。
  - ・地元津久井商工会との協働により「津久井城ブランド」品を普及し、公園オリジナルグッズの開発を進めます。
  - ・戦国合戦を再現した「津久井城開城祭」を、地域の観光協会や商工会とも連携した「津久井城祭り」に発展させ、まちおこしの核となるイベントに拡大させます。



津久井城  
TSUKUI CASTLE

津久井城ブランド  
マーク

- 2) 地域団体との連携により地域活性化に貢献します。
- ・城山・津久井両観光協会及び津久井青年会議所等と連携して、積極的に「津久井湖さくらまつり」、「津久井湖イルミネーション」、「つくい湖湖上祭」等の地域協働行事に取組みます。



津久井湖さくらまつり  
(水の苑地)

### (3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

#### ■ 平等な利用の確保

公園は、子どもから高齢者、障がい者、外国の方などの利用者や、地域団体、ボランティア団体など様々な立場の方が利用されるため、私たちは関係法令や利用ルール等を遵守し、公益財団法人としての使命感に基づいて平等な利用を確保します。

また、安全で快適な利用環境を提供するとともに、積極的な情報発信を行い、できるだけ多くの方々が本公園を利用していただけるよう利用機会の拡大に取組みます。さらに、すべての方に対して利便性を向上させるため、ソフト面からユニバーサルデザインに取組みます。

#### ■ 利用者や地域住民等の意見を反映した公園づくりの推進

私たちはこれまでの管理経験から、公園の運営においては地域との関わり、連携が大変重要であると考えます。そのため、地元の自治会が参加する公園との交流会である、地域連絡会の事務局として地域住民の声を取り入れ、また、公園モニターや利用者アンケート等を活用して、管理運営のあり方を見出し、業務改善に反映させていきます。

#### ■ 環境に配慮した管理運営

公園は神奈川の豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切にすることを育む場所として、環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドだと考えます。管理運営にあたっては、当協会が独自に構築した「環境マネジメントシステム」により、環境負荷の軽減や資源循環型の維持管理（ゼロエミッション）等、総合的な環境マネジメントを推進します。

これに加えて、利用者に対してもゴミの分別や減量への協力を呼び掛けます。さらに地域と連携して周辺道路の清掃活動を行う「ゴミゼロアクセス」などの取組みを通じ、これからも身近な環境を大切にしていきます。



剪定枝のチップ化



発生材で製作したベンチ



園内で作成した堆肥

## 計画書2「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

**(1) 本公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方**

本公園では、できるだけ直営で、きめ細かな維持管理を行うことを基本としますが、法定点検業務や専門性を要する一部の業務については、効率的、効果的な観点から業務委託します。

また、地域活性化の観点から地元企業等に委ねることができる業務等については、外部委託します。

**■具体的な委託業務内容**

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理由
植物管理	高木管理	枝下し・枯損木処理	樹勢悪化木・支障枝の除去	高所作業で危険を伴うため
	芝生管理	目土散布等	目土散布	特殊機器を要するため
施設管理	法定点検 定期点検	遊具施設・建築設備 電気工作物・消防設備 等	電気事業法による法定点検 や建築基準法・遊具指針による 点検等	法律の定めに基づき実施
	警備業務	機械・巡回警備	機械・巡回警備	免許・専門的技術を要するため
清掃管理	設備清掃	噴水設備・建物等清掃 点検	噴水・雨水設備・建物等清掃	専門的技術を要するため
	ゴミ処理	粗大ゴミ・不法投棄	ゴミ・残材搬出	免許が必要な専門業者

**(2) 委託先の選定方法**

委託先の選定にあたっては、競争性・透明性・公平性の確保と業務の品質確保に十分配慮して公募型競争入札を基本とし、適正な選定を行います。

そのため、公益財団法人神奈川県公園協会会計規程をはじめとする右記の関係諸規程によって、選定の手順や条件を明文化しています。

委託先の選定にあたっては、県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定の期間を設け幅広く応募していただけるように、募集内容を協会ホームページや公園の掲示板に張り出すなどして、広く公表しています。

委託先は原則として、県の競争入札参加資格者名簿に登録された者から選定し業務の水準を確保します。また、専門性の高い一部の業務をのぞく全ての業務について地元を優先する地域要件を設けています。



**業者委託による  
危険木伐採**

**選定に関する規程**

- ・ 公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
- ・ 公益財団法人神奈川県公園協会会計規程の運用について
- ・ 競争入札参加要件等選定委員会要領
- ・ 競争入札参加要件設定に係る基準
- ・ 指名業者選定基準



業者委託による登山道補修

**(3) 県内(地域) 経済への配慮、県内(地域) 企業への委託の考え方**

地域の企業はその地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が可能です。また、地域経済への貢献や地域連携といった視点からも効果が期待できるため、本公園では下表のとおり、8割以上の業務を県内企業に委託してきました。

また今後とも、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、シルバー人材センターや社会福祉法人、NPO法人等の地元非営利団体の活用も図り、引き続き地域の力を活用していきます。

**【地域企業への業務委託実績】**

(単位：件)

事業所所在地	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合 計
相模原市内	73	43	63	78	299
神奈川県内	5	16	11	10	(県内比率 88.7%)
県 外	16	9	7	6	28
合 計	94	68	81	94	337

(年間実績報告書に基づく委託金額 10 万円以上の件数)



シルバー人材センターによるトイレ清掃



業者委託による噴水清掃

< 付属書類 > 委託予定業務一覧表 (別添)

## 計画書3 「施設の維持管理」

**(1) 植物管理、清掃、保守点検、受付等の維持管理業務についての実施方針**

本公園は花壇や芝生広場を擁する津久井湖兩岸の水の苑地、花の苑地と、自然が豊かで山城の遺構がある城山から構成されており、それぞれのエリアの特性に応じた維持管理を行います。また、現在未開園区域の登山道についても、利用者の安全確保に配慮します。

**■植物管理業務****■水の苑地、花の苑地**

- ソメイヨシノの老化が進んでいることから、適宜樹木医に樹木診断を依頼し、テング巢病や腐朽病の早期治療を行い、計画的なサクラの更新も併せて実施します。
- 四季折々の色彩を利用者が楽しめるよう大規模な花修景（ルピナス、ジニア、ヒマワリ、ナノハナ等）を提供します。
- 植栽された中低木・高木については、修景木の見本となるよう樹形に配慮した管理を行います。

**■城山エリア**

- 県が主催し、当協会が事務局の「自然環境に関する連絡会」で策定した自然環境保全計画に沿った樹林地管理を行います。
- 市民団体と連携した自然環境のモニタリングを実施し、その結果を反映した利用と保全のバランスのとれた維持管理を実施します。
- 登山道沿いの樹林については、月2回の「登山道巡視」を実施し、危険木、枝折れ等の点検を行い、登山者の安全確保に繋がります。



管理員による登山道巡視

**■清掃管理業務**

- 公園を利用する全ての方に「清潔」、「快適」と感じてもらえるアメニティ空間を提供するために、トイレをはじめ、園路、広場等のきめ細かな清掃を実施します。

**■保守点検業務**

- 水の苑地の噴水施設は老朽化が進んでいるため、保守点検・修繕を的確に実施し、潤いのある水景観を提供します。
- 根小屋地区内四季の広場にある木製複合遊具は、木部の割れや収縮による隙間がないかの点検を実施し、軽度な補修は直営にて実施します。



管理員による遊具点検

**■受付業務**

- 誰にでも「親切」、「丁寧」、「公平」、「平等」な対応を心掛けます。
- 「パークコンシェルジュ」として、利用者の問い合わせに対する確かつ最新の公園情報を提供します。



事務員による受付業務

## (2) 本公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

私たちは、総合的な管理運営方針である「しろやまオープンミュージアム」と「快適な湖畔の憩いの空間」を実現するため、各エリアの特性と課題を踏まえた維持管理を行います。また、適時、動植物モニタリングを実施してその結果を維持管理に反映させます。

### ■豊かな自然と歴史の保全・活用を目指した維持管理

本公園の資産である自然と歴史資源を活かすため、県津久井治水センターと当協会でも事務局を努める「県立津久井湖城山公園整備と遺跡に関する調整連絡会」の意見を維持管理に反映します。

#### 《具体的方策》

- 自然環境に関する連絡会で定めた保護エリアと利用エリアのゾーニングに沿った「保全」と「利用」の両立を図った維持管理を実施します。
  - ・希少種をはじめとした野生動物の保護、育成に配慮した維持管理を実施します。
  - ・園内に棲息するムササビの餌場となる樹林保護と、国蝶オオムラサキの食草であるエノキや吸蜜樹木のクヌギ・コナラなどを保全し、保護育成に努めます。
  - ・野生動物や昆虫等の移動空間に配慮した園路周辺の除草を実施します。
- 城山北斜面には、江戸時代末期に伊豆韮山の代官江川太郎左衛門英龍が植栽し、「かながわの美林 50 選」にも選ばれ、平成 27 年 4 月 1 日は市登録天然記念物となった「江川ヒノキ林」があり、大径木の美林に育成します。
- ブタクサ、セイタカアワダチソウ等の帰化植物を発見次第除去し、自生する山野草を保護、育成することにより、城山本来の自然環境を維持して行きます。
- 曲輪や土塁等の遺構周辺の草刈をするなど、オープンミュージアムに相応しい維持管理を実施します。
- 成長した樹木の根張りにより遺構が破壊される恐れがあるため、必要に応じて抜根するなど適切に樹林管理を行い、遺構の保全に努めます。
- 適切な枝払い・間伐を実施し、山頂からの眺望を確保するよう努めます。



県立津久井湖城山公園整備と遺構に関する調整連絡会



江川ヒノキ林



遺構周辺の除草

### ■安心と安全確保を重視した維持管理

城山エリアにおいては、開園区域はもとより未開園区域にも登山道が続いているため、そこにも配慮しながら利用者の安全確保につながるよう維持管理を行います。

#### 《具体的方策》

- 未開園区域を含め、城山全体の園路・登山道の安全確保
  - ・倒木除去、園路沿いの除草、コケ清掃、転落防止柵や登山道の補修等を実施します。
- 県の計画、蓄積された管理データに基づいた城山らしい樹林地管理

- ・園内には土砂流失防備保安林や保健保安林に指定されている箇所もあり、法令を守りながら登山道沿いの枯損木の伐採、危険枝の除去等を実施し安全確保を行います。

○根小屋地区には遺構に配慮したピンファウンデーション工法で施工されたデッキ園路があり、点検により基礎のぐらつきを確認するなど安全な利用を確保します。

○四季の広場の老朽化した木製遊具の日常的・定期的な点検を行い、安全な利用を確保します。



デッキ園路の点検

### ■公園の花と水の美しさを重視した維持管理

四季折々の草花で水の苑地、花の苑地の花壇管理を実施します。

#### 《具体的方策》

○地域の桜の名所として、安心して花見が楽しめる環境を整えます。

- ・サクラの腐朽の度合いを診断し適切な処理を実施します。
- ・看板やホームページにより桜開花情報を提供します。

○県北地区有数の花修景を創出します。

- ・水の苑地の大型花壇には、約1万5千株のルピナスで初夏を彩ります。夏から秋にかけてはジニア（百日草）を植栽し、その季節の風景を演出します。

- ・花の苑地の桜の小道沿いに、ヒガンバナとニホンスイセンを植栽し、秋と冬から早春の風景を演出します。

○水景施設の適切な点検・整備

- ・噴水やカスケード等水景施設を維持するために、漏水個所のチェックや補修を適切に行います。また、塩素濃度を適正に保ち、水質管理を適切に行います。



サクラの樹木診断

### ■効率的な維持管理

これまで多数の県立公園を維持管理してきた技術・経験と、当協会がもつスケールメリットを活かした業務の集約化、省力化と無駄の見直し等により、業務の効率性を高めます。なお、効率化により生み出された時間・費用は、管理運営の充実や利用者サービス向上に充当します。

業務効率化の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理マニュアルの整備と見直し</li> <li>・公園管理データベースシステムでの点検や修繕の維持管理情報の蓄積</li> </ul>
管理水準を担保する仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山野草の植生分布の定期的なモニタリングの実施（年1回）</li> <li>・PDCAシステムを用いた確認と検証</li> <li>・施設特性を踏まえた専門業者への業務発注</li> </ul>
資源循環型管理の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植物性発生材のリサイクル化による活用（間伐材を活用した園内案内看板の製作等）</li> <li>・落ち葉の堆肥化</li> </ul>
当協会のスケールメリットを活かした取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的資源の一斉投入による樹林、花壇等の景観の改善</li> <li>・技術・資格を持ったスタッフの活用（ビオトープ管理士等）</li> <li>・他公園の類似施設の実績・ノウハウを活用した植物管理（ショウブ等）</li> </ul>
有資格者の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園管理運営士、自然観察指導員等の資格者を配置</li> </ul>

■管理基準以上の提案

業務内容	単位	基準	計画	主な理由
樹林地下草刈り（根小屋・城山地区）	回	0.5～3	2～4	林床植物の保全のため
刈込物手入れ	回	1	1～2	植栽育成向上のため
植込み内人力除草	回	2	2～3	植栽育成向上のため
草地機械除草	回	1～3	2～4	景観と利用率向上のため
花壇内人力除草	回	6	6～7	花壇修景向上のため



刈込物手入れ



植込み内人力除草



草地機械除草

■管理項目以外の提案

業務内容	方 策	主な理由
未開園区域の登山道巡視	直営にて月2回実施	安全性向上のため
樹木点検	花・水の苑地の植栽高木の育成状況を、カルテをもとに履歴管理を実施	倒木の未然防止のため
樹木診断	サクラの老木保全のため、樹木医等の診断を行い、育成管理に反映	倒木の未然防止のため
藤棚管理	専門業者へ年間管理を委託	開花促進のため
山野草調査	市民団体と協働で、育成地点をデータベース化し、維持管理に反映	山野草保護のため
年末年始の登山道巡視	警備員の巡回警備を城山登山道まで拡大	安全性向上のため
園路、広場の除雪	直営並びに業者委託による機械除雪を必要に応じて実施	利用者の安全確保のため
駐車場の車両誘導、整理	繁忙日の根小屋駐車場に警備員を配置し対応	安全性向上のため



除雪作業



藤棚管理



タブレット端末を活用した樹木点検

<付属書類>年間維持管理計画表（別添）

## ■新型コロナウイルス感染症の対応

新型コロナウイルス感染症については、国及び神奈川県が示す最新の「基本的対応方針」及び「方針に基づく通知」、「事務連絡」等に基づいて本協会が定めた「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」により対応していきます。

### 【主な対応内容】

(パークセンター)

- ・ 施設の入り口は手指消毒剤を設置する。
- ・ 受付カウンターは間仕切り透明ビニールシート等で遮断する。
- ・ 人の手が触れる箇所は定期的に消毒する。
- ・ 排煙窓、出入口自動ドアは極力開け放しとする。
- ・ 開館時はシーリングファンを常時稼働させる。

(研修棟)

- ・ 施設の入り口は手指消毒剤を設置する。
- ・ テーブルは間仕切りビニールシート等で対面遮断する。
- ・ 人の手が触れる箇所は定期的に消毒する。
- ・ 出入口、窓、排煙窓は極力開け放しとする。

また、利用者には施設利用前の手洗いや手指消毒、咳エチケットやマスクの着用、密の回避等の協力を、公園ホームページや園内掲示等で、また、定期的な園内放送で促します。

計画書4 「利用促進のための取組」

**(1) より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等の考え方**

「しろやまオープンミュージアム」として、歴史・自然資産を最大限に活かした体験プログラムなどの様々なサービスを提供するとともに、水の苑地、花の苑地では「快適な湖畔の憩いの空間」づくりに取組み、利用促進を図ります。

また、開園区域の拡大やさがみ圏央道も開通し、より広域からの利用者の増加も期待できるので、さらに公園の魅力アップを図り、幅広い利用促進に繋がります。

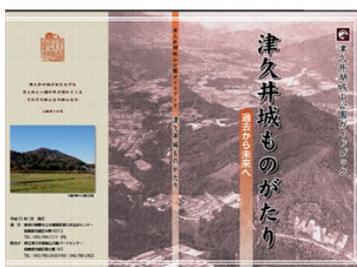
**■ 「しろやまオープンミュージアム」として歴史・自然資産を最大限に活かす取組み**

当公園では開園当初から「歴史」と「自然」の資産を活かした園内を巡りながら歴史を学べる「歴史オリエンテーリング」や、毎月市民団体と共催して「いきものウォッチング」等を実施していますが、さらに以下のような取組みを広く展開して行きます。

**《具体的方策》**

※実施は城山エリア

タイトル	テーマ	内 容
「城山ガイドボランティア」の創設	自然・歴史	公募した市民に、自然と歴史の養成講座を開催し、修了後「城山ガイドボランティア」として登録し、利用者の案内を実施
「つくい自然・歴史ガイドブック」の発行	自然・歴史	公園の歴史と自然を網羅したガイドブックを県と協働で作成し、販売と学校への配布を行うと共に、津久井の独自性をふまえた研究成果として発信
「津久井城ワークショップ」の開催	歴史	相模原市が加盟した「北条五代観光推進協議会」の会員と連携し、戦国時代の津久井城についての歴史文化をテーマにしたワークショップを開催
「ITセルフガイドシステム」の構築	歴史	公園内の遺構の場所に、QRコード（二次元バーコード）を掲示し、利用者のスマホや貸出タブレットで遺構情報を提供
「城山歴史資料蔵」の設置	歴史	パークセンターの展示室に歴史資料を閲覧しやすく整理し、歴史の生涯学習の場として提供
「生き物ふれあい塾」の開講	自然	小学生を対象とした生き物講座を年数回開催し、生き物博士認定書を発行し、体験活動・学習の場を提供
「しろやま子ども探検隊」の実施	自然	小学生を対象に園内の自然を利用して動物や草花を材料とし遊びや面白さを提供する
自然環境イベントの充実	自然	各種自然観察会、ネイチャーゲーム等により、自然に親しみながら環境教育を学ぶ機会を提供



歴史ガイドブック



ITセルフガイドシステム



ガイドボランティア

## ■「快適な憩いの空間づくり」に向けた取組み

公園の新しい楽しみ方の提案とサービス向上によって施設の魅力を拡充します。また、広域的な利用増加に対応するとともに、地域との交流の場を提供して、利用者の満足度向上に努めます。

### 《具体的方策》

タイトル	実施エリア	内容
「つくい健康行脚」の設定	公園全域	園路に距離と消費カロリーを表示し、パークセンターに血圧計、心拍数計を設置して高齢者をはじめとした利用者の健康増進を推進し、本部の健康づくりプログラムとリンク
「公園ゆるキャラ『武者サビ君』」の設定	公園全域	公園マスコットとしてキャラクターを設定した武者サビ君をHPや各種媒体に掲載し、認知度を向上
「さくらまつり」、「ルピナスまつり」等での地域協働行事の強化	公園全域	地域連携をさらに強化し、「ルピナスまつり」を「さくらまつり」に匹敵する地域と連携したイベントにし、市経済観光課と商工会などと連携し、公園を地域活性化の拠点としての位置づけ
「つくい湖湖上祭」開催への協力と支援	水の苑地	津久井青年会議所が主催する花火大会「つくい湖湖上祭」への協力と支援を行い、公園の利用を拡大
「花の苑地ガーデンバーベキュー」の営業	花の苑地	津久井観光協会と連携してバーベキュー場を営業し、地元食材を提供、城山ハイキングと併せた公園全体を活用した利用者サービスを展開
「市民参加ガーデン」の開催	花の苑地	公募した市民に花壇スペースを提供し、都市緑化の普及啓発活動を促進し、花の苑地の魅力アップに繋げる
「つくい逸店屋市」のスケールアップ	花の苑地	「つくい逸店づくり」の加盟店が一同に集う市として、春から秋にかけ年数回開催し、地域特選品の見本市しと、地域経済の振興に寄与
「収穫感謝祭」の充実	城山地区	公園での収穫物（小麦、大豆等）を活用した収穫祭、運営主体を公園ボランティアに移行
「津久井城ブランド」展示コーナー	城山地区	津久井商工会の会員が開発したブランド商品（食品、酒、雑貨等）の展示コーナーを設け、津久井地域をPR
「津久井在来」大豆復活プロジェクト	城山地区	ボランティアとの協働で、津久井地区の在来品種の大豆を栽培し、地域の伝統食材を守っていく
「森のステージ」の利用拡大	城山地区	「森のステージ」を無料で利用できる「小屋オープンステージ」として開放し、市民活動（音楽、ダンス、演劇等）の発表の機会を支援することで、利用拡大を図る



「収穫感謝祭」



「つくい逸店屋市」



「津久井在来」大豆の活用

### ■閑散期の利用促進方策

本公園は夏の8月、冬の1～3月が閑散期となりますが、その期間の利用を促進します。

#### 《具体的方策》

タイトル	テーマ	内容
「津久井城まつり」の開催	地域振興	「津久井城開城祭」を地元観光協会、商工会、市経済観光課とも連携した実行委員会を立ち上げ、一大地域振興イベントとなる歴史祭りとして充実、開催時期をあえて集客の少ない冬季に開催し、公園利用を拡大
「津久井ふるさと塾」の開講	地域振興	地元婦人会等を講師に、酒まんじゅうや組紐作り等の各種講座を開催し、地域文化を伝承
「のろし上げ」イベント	歴史	「北条五代観光推進協議会」に協力を仰ぎ、近隣の城郭と連携した戦国時代の通信手段を検証
「津久井ふるさと談義」の開催	歴史	地元の歴史郷土史家の協力を仰ぎ、歴史関連講座を開催
クラフト体験 「森とあそぼ！」の開催	自然	城山の自然素材を活かした地産地消の手作り教室を実施
夏季には涼しさ、 冬季には暖かさを演出	利用促進	夏には研修棟を「涼み処」として熱中症対策の「クールシェア」や井戸水の「打ち水」を実施。パークセンター入口にはミストを設置して涼を演出。冬季には、研修棟は「ウォームシェア」として利用率を改善
各種体験教室の開催	利用促進	冬季の休日に竹細工体験体を動かす遊び（チャンバラ、ニュースポーツ等）を行うことで利用を促進



津久井開城祭



のろし上げ



ふるさと談義

### (2) より多くの利用を図るために行う広報、PR 活動の内容等

当協会は、多くの方に本公園を知っていただき、公園を利用するきっかけを提供するため、多様な手段を通じて積極的な広報活動を継続します。

その際、情報の種類や広報の目的、対象者に応じて、適切な時期や手段、媒体を選んで情報発信を行っていきます。

### ■広域的に情報発信するための幅広い媒体の活用

当協会が従来から築いてきた関係機関とのネットワークを活かし、幅広い広報媒体を用いて県内全域、さらには首都圏全体からの集客を図ります。

また、イベントについては、内容に応じてターゲットを絞った告知を行い、その内容に関心のある方に情報が行き届くような広報手段、媒体を選択します。

独自の広報ツール	当協会ホームページ、津久井湖城山公園ホームページ（毎日更新） 公園情報誌「かながわパークナビ」（年2回発行） イベントポスター、チラシを園内や関係施設で掲示・配布
マスコミへの情報提供	テレビ、ラジオ、新聞等へのイベント情報の積極的な掲載依頼 情報誌、ガイドブック等への情報提供、掲載依頼
「首都圏みどりのネットワーク」との連携	首都圏の公園と共同のガイドブック作成、販売 首都圏公園スタンプラリーの開催
外部ホームページ	県情報サイトの活用「かながわ Now」、「PLANET かながわ」等
交通広告	駅等へのポスター掲示・リーフレット配架等 近隣バス会社と連携したバスの車内広告 圏央道のパンフレット掲載依頼、パーキングでのPR

### ■地域のネットワークを活用した情報提供

地域に根差した公園づくりの一環として、これまでに築いてきた自治体や関係機関など地域のネットワークを活用し、周辺住民や地域に情報発信します。

自治体広報紙	県広報紙「県のたより」、相模原市「広報さがみはら」への掲載依頼
回覧板、掲示板	地域自治会と連携し、回覧板や掲示板等を活用した情報提供

### ■公園のイメージアップに繋がるイベント、キャンペーンの開催

イベントやキャンペーンなどの機会を通じ、公園のイメージアップを図ります。

フォトコンテストの開催【毎年】	県立公園を対象とした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催 入賞作品を紹介する写真展を各公園や病院等で開催 入賞作品を使ったオリジナルカレンダーの制作
外部イベント等でのPR	フォーラム等の外部イベントでの発表や公園情報の展示
当協会マスコットキャラクターの活用	当協会マスコット「コーちゃん&エンちゃん」が公園や地域イベントに出演し、知名度向上を図る



「かながわパークナビ」



回覧版用チラシ



当協会マスコットキャラクター  
コーちゃん&エンちゃん

### ■公園利用者数の目標値

公園の魅力アップや、上記のような広報、PR活動と合わせた様々なイベント等の利用促進方策により、公園利用者数を、平成24年度実績493千人から5年間で10%増を目指し、その目標を維持します。

### ■新型コロナウイルス感染症の対応

新型コロナウイルス感染症については、国及び神奈川県が示す最新の「基本的対応方針」及び「方針に基づく通知」、「事務連絡」等に基づいて本協会が定めた「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」により対応していきます。

#### 【主な対応内容】

- ・ 検温や手指消毒の実施、密の回避など。

## 計画書 5 「自主事業の運営」

**(1) 本公園の設置目的を踏まえた自主事業について、具体的な提案****《基本方針》**

私たちはこれまで、本公園の利用者の利便性を高め、サービス向上を図るため、県の設置管理許可を受け自動販売機の運営を行ってきました。

今後とも、自主事業の料金設定に当たっては、民間も含めた同様な近隣施設の相場も考慮したうえで、公の施設として相応の料金を設定し、県津久井治水センターの許可を得て実施します。

**《具体的方策》****○自動販売機事業**

公園利用者の利用者サービスの一環として、また夏季の熱中症対策としてパークセンター内に自動販売機を設置し、清涼飲料水とアイスクリームを提供します。一部の機械は災害時に無料で飲料が提供できる「災害救援ベンダー」を採用します。

区 分	内 容
設置場所	パークセンター内 風除室、花の苑地第2駐車場
設置台数	4台（清涼飲料水、アイスクリーム各1台）
販売品目	清涼飲料水、アイスクリーム



パークセンター  
自動販売機



花の苑地  
バーベキュー場

**○バーベキュー事業**

花の苑地の芝生広場に仮設のバーベキュー場を設置し、津久井観光協会等と連携し、営業します。予約申込みはインターネットで行い、利用にあたっては、手ぶら方式と食材持ち込み方式の2パターンとし、他公園での実績を活かした“誰でもが気軽に利用できる仕組み”により実施します。

区 分	内 容
営業場所	花の苑地芝生広場
営業方法	業務の一部を委託（津久井観光協会等）
営業期間	4月～11月
営業時間	10：00～16：00
受付方法	インターネットによる事前予約制
営業形態	食材提供の手ぶらコースと食材持ち込みの2パターンを設定
貸し出し	グリル、テーブル、イス（施設は固定せず移動、撤去可能なものとする）
料金設定	食材：1名約2,000～3,000円、1卓につき3,350円（半日）

### ■新型コロナウイルス感染症の対策

新型コロナウイルス感染症については、国及び神奈川県が示す最新の「基本的対応方針」及び「方針に基づく通知」、「事務連絡」等に基づいて本協会が定めた「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」の「バーベキュー場業務ガイドライン」により対応していきます。

#### 【主な対応内容】

- ・ 利用者全員の体調異常の確認、記録。
- ・ 食事中以外でのマスク着用のお願ひ掲示。
- ・ 手洗い場所に液体石鹼等の用意。
- ・ 1テーブルあたりの利用人数を5名に制限。
- ・ 接客者の健康管理の徹底、マスク等の着用。
- ・ お客様入れ替え時のテーブル、椅子、用具等の消毒清掃。

## (2) 事業の実施体制など具体的な内容

事業の実施にあたっては、委託先企業の特性や運営ノウハウを活かし、効率的な運営によって収益力向上を図ります。これにより、更なる管理運営の充実を目指します。

### ○自動販売機事業

- ・自動販売機専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託します。
- ・委託業者の選定に当たっては、災害救援ベンダー及びバリアフリー機の一部導入や防犯システム等の導入を条件とします。
- ・夏場の子ども達への水分補給と熱中症対策とします。
- ・城山登山者への水分補給とします。
- ・販売品目や防犯対策、節電等について適切な指導を行います。

### ○バーベキュー事業

- ・花の苑地の利用率向上と周遊性の改善に寄与します。
- ・現場の運営業務を津久井観光協会等に委託することで、地域の雇用創出に貢献します。
- ・地域の食材を提供することにより、地産地消に貢献します。
- ・食品衛生法等食品の取り扱いに関する法令を順守し、食品衛生責任者を配置して安全な食品を提供します。

計画書7 「利用者への対応」

**(1) 接客対応及びその研修等**

当協会では、毎年1回「親しまれる公園づくり懇談会」を開き、外部有識者の提言を取り入れて公園運営に活かしています。また、職員全員が「パークコンシェルジュ」の心構えで利用者に接することになっています。その結果、本公園における平成25年度下期の利用者満足度調査において95%以上の人が「満足した」という高い評価を得ています。

今後、これに加えて、新たに「コンシェルジュリーダー」を指定し、さらに詳しい公園情報をより丁寧に提供するなどして、公園利用者が快適に過ごせるように努力します。

**■基本的な接客の姿勢と対応**

私たちは、以下のような点を重視し、職員一人ひとりが接客対応していきます。

- ・ 全職員が公園の「顔」であることを自覚します。
- ・ ユニフォームを清潔に保ち名札を見やすい位置につける等、身だしなみを整えます。
- ・ 利用者に積極的に挨拶をします。
- ・ 問い合わせに対し誠実に回答するとともにプラスαの情報を提供します。
- ・ 明るい声で丁寧な電話対応をします。

**○職員の情報共有の徹底**

全職員がパークコンシェルジュとしての役割を果たすためには、常に正確かつ最新の公園情報を把握していることが重要です。

そのため、日々の朝礼において公園内の最新状況の報告・連絡を徹底するとともに、連絡ノートの回覧を行います。また、月1回の定例全体会議において事業予定や維持管理計画等の公園に関する新鮮かつ正確な情報の共有を図ります。



コンシェルジュリーダーが着用するバッジ

**○コンシェルジュリーダーの指定**

職員の中からワンランク上の「コンシェルジュリーダー」を新たに指定し、利用者に更に詳しい公園情報を提供する体制を整えます。

コンシェルジュリーダーは、園内の巡回時に利用者から声をかけていただくための目印として、専用のバッジを着用します。また、このことをホームページやポスターで利用者に周知します。

**■接遇研修、OJT等によるスキル向上**

接遇研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「公園モニター」結果に応じた接遇研修</li> <li>・ 新規採用職員を対象とした接遇研修の開催</li> <li>・ 園長をリーダーとして、「接遇マニュアル」を用いた公園ごとの接遇及び苦情対応研修（年1回）</li> </ul>
OJT	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝礼や定例の全体会議等において、「接遇マニュアル」のチェックシートを配布して、各自の対応を定期的にチェック</li> <li>・ 利用者への積極的な挨拶を励行するため、朝礼での挨拶唱和の実施</li> </ul>

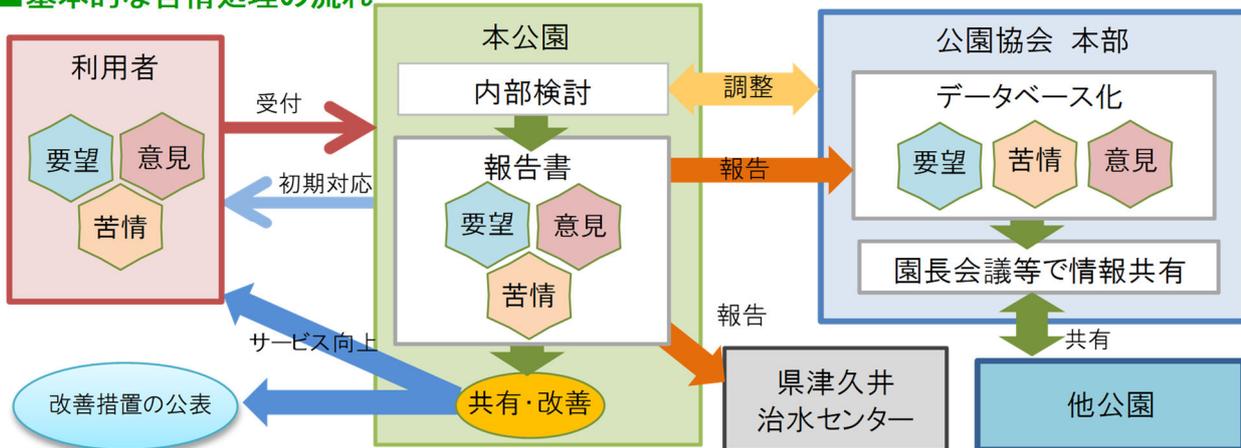
## (2) 苦情処理の対応及びその研修等

公園は不特定多数の方が利用する場所であり、様々な利用者から多種多様な内容の苦情が寄せられます。

このような苦情に対しては誠意をもって迅速に対処するとともに、併せてその原因を究明し、改善策を講じて管理運営にフィードバックします。

また、当協会が管理運営する他の施設からの苦情・要望情報をデータベース化し、相互に共有します。

### ■基本的な苦情処理の流れ



### ■適切な苦情対応を行うための研修

「接遇マニュアル」に最新の苦情対応事例を盛り込み、職員誰もが閲覧できる場所に設置し活用します。また、マニュアルは苦情対応の事例を多く記載する等実態に即した対応ができるよう工夫します。

さらに、定期的な接遇研修では特に苦情対応方法も加えて実施するとともに、日々の朝礼やOJTを通じて実践的な接遇教育を行い、スキルの向上を図ります。

## (3) 利用者への公園の利用指導及びその研修等

### ■公平・公正なルールの策定と周知徹底

様々な利用者に納得していただけるよう、公平・公正な利用ルールを策定し、丁寧に利用指導を行います。また、利用ルールは利用動向や利用ニーズの変化に応じて適宜見直します。

さらに、利用ルールについては園内の各所にイラスト等を用いながらわかりやすく表示します。

### ■適切な利用指導を行うための研修

○新規採用者に対する都市公園法、条例等の関係法令についての研修

○職員会議での情報共有

職員の利用指導にブレがないよう、園内の職員会議にて情報を共有します。

○OJT職務を通じて先輩から後輩への指導

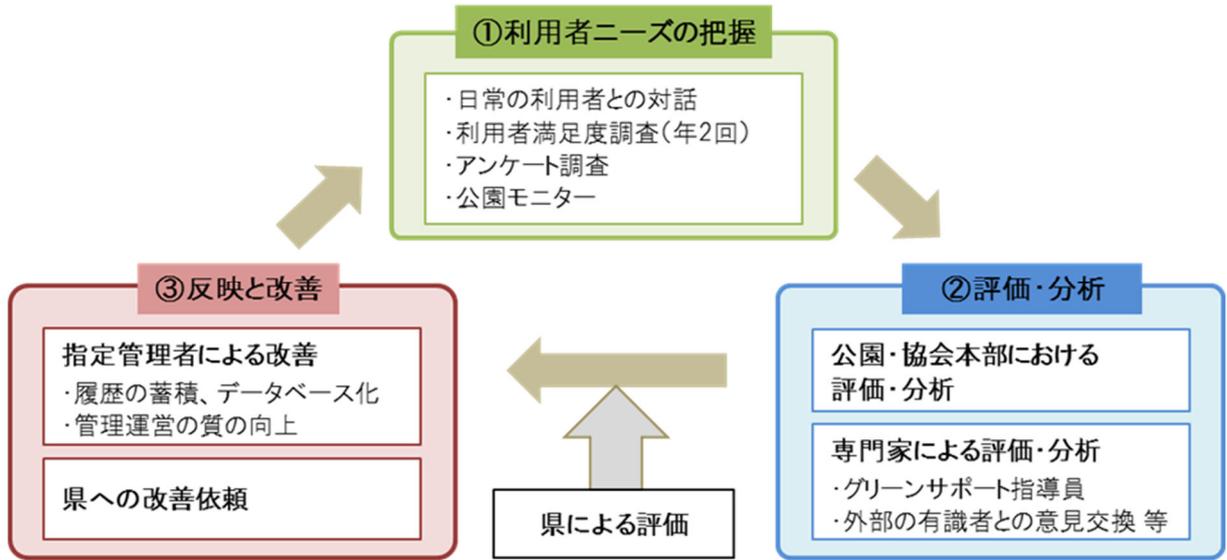
○他団体との交流による最新事例の情報収集と職員への共有

各種フォーラムや関係団体との勉強会（公園管理運営フォーラム等）において最新の事例について情報交換を行い、その内容を職員で共有します。

**（４）サービス向上のために行う利用者のニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み**

**■利用者ニーズの把握と反映の仕組み**

本公園では、下記のような仕組みによって利用者ニーズを的確に把握し、評価・分析のうえ運営改善に反映させます。



**■利用者からの視点に立った継続的な改善の取組み**

従来からの利用者満足度調査に加え、接遇やサービス面により重点をおいた「公園モニター」制度を創設し、利用者の視点からの具体的な調査を実施します。

また、これらの調査結果を今後の管理運営に反映していきます。

<p>利用者満足度調査等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県との基本協定に基づく利用者満足度調査を実施【簡易（随時）アンケート＋詳細アンケート】</li> <li>・ イベントの実施効果等についての自主的にアンケート調査を実施（随時）</li> </ul>
<p>公園モニター制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の方をはじめとした第三者をモニターとして公募</li> <li>・ モニターが、チェック表に基づき、職員の接遇やトイレの清潔さ等をチェック</li> <li>・ その結果に基づいて、改善点が必要な場合には本部による指導や研修等を行い、継続的な改善と向上を図る。</li> </ul>

## ■利用ニーズをふまえた運営改善の具体例

本公園では、実際の利用者ニーズに応じて下記の通り運営を改善しました。

授乳室の提供	子育て支援の観点から、パークセンター内準備室を授乳室に改修
ベビーカーの貸出	子育て支援の観点から、パークセンターにおいてベビーカーの貸出を実施
車イスの貸出	障がい者や足の不自由な高齢者、福祉施設の利用も多いため、車イスの貸出を実施
清涼飲料水の自動販売機の設置	利用者から大変要望が多かった清涼飲料水の自動販売機をパークセンターに設置



車イスの貸出し



ベビーカーの貸出し



授乳室の提供

計画書8 「通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容」

**(1) 通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容**

私たちは、これまで40年にわたる公園の管理経験を活かし、事件・事故の未然防止に取り組んでいきます。

本公園内には、標高375mの城山があり、県北地域のハイキングコースにもなっており、園内には複数の登山道があり、登山道にはクサリ場やはしご段等の急峻なルートも存在します。過去には急傾斜地での崩落事故も発生しており、定期的な登山道巡視も実施して注意を払っています。

水の苑地には付近に学校（中沢中学校、城山高校）があり、青少年の犯罪防止にも注意を払った巡視や警備を実施しています。

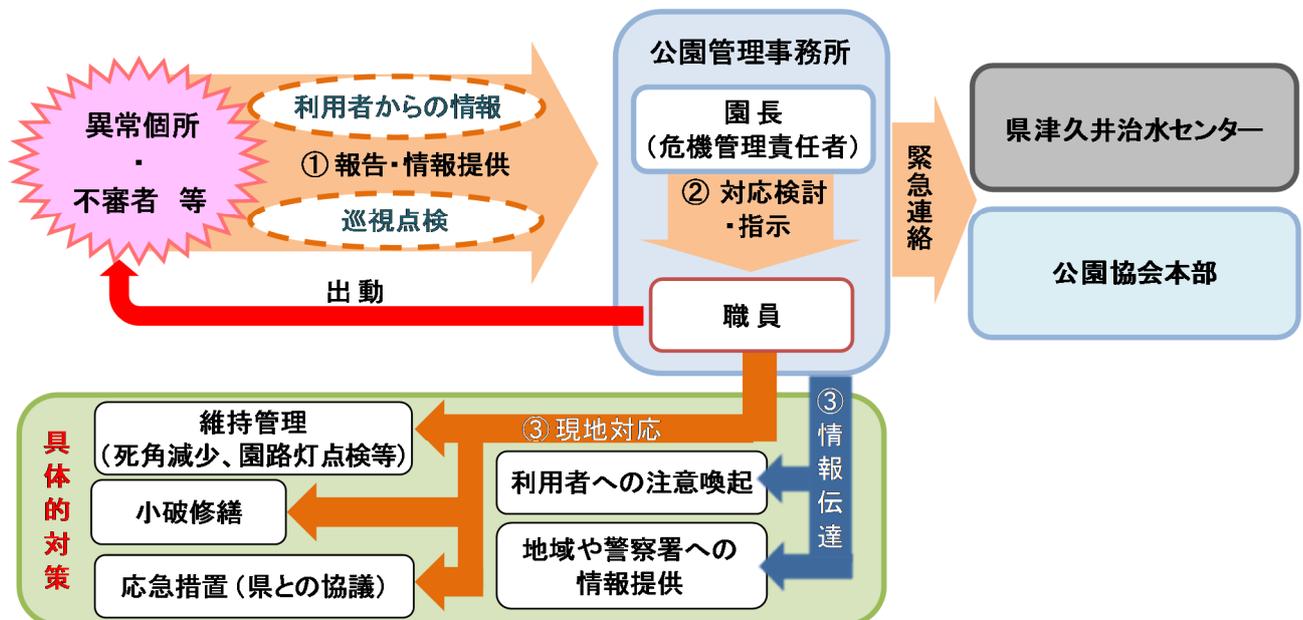
また、両苑地には駐車場の利用も多く、事故防止啓発の掲示や誘導路の管理を的確に実施して事故防止に努めています。

根小屋地区には、子どもに人気の木製複合遊具があり、各種点検（日常・定期・精密点検）を綿密に実施し、的確な維持を行い安全確保に努めています。特に注意の必要な箇所重点を置き、確実な事故防止体制をつくっていきます。併せて、様々な研修によって職員の事故防止と安全意識の向上を図ります。

**■防犯対策等安全確保の実施体制**

**○日常的な事故・犯罪防止の体制**

園長を危機管理責任者と定め、下記のような体制により異常箇所や不審者等を早期発見し、職員による現地対応、利用者や関係機関への情報伝達を迅速に行います。



### ○夜間・年末年始（12/29～1/3）等の体制

夜間及び年末年始など勤務時間外は、建物等の夜間警備については、年間を通じて機械警備を実施し、春から夏にかけての夜間には園内の防犯のため警備員の巡視を実施します。また、年末年始も警備員を常駐させ広大な園内を巡視し警備に当たらせてます。

年末年始については、登山道の巡視も併せて実施し、事故防止の観点から公園利用者の安全・安心を確保し、さらに24時間体制の連絡網を設定し不測の事態に備えます。

### ■事件、事故を未然に防ぐための対策（防犯対策等）

項目	内容
日常巡視	毎日職員による巡視を行い、遊具等の施設の状態を目視で確認
登山道巡視	月に2回、職員による城山全ての登山道の巡視を実施
施設点検パトロール	通常のパトロールとは異なる視点によるチェック。当協会全体で本部職員や他の公園職員による点検を年1回実施
防犯上の死角の減少	日常パトロールや園内利用者からの情報により、園内の樹林地や生垣の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少を図る
不法投棄、破損行為等の早期発見・早期処理	ゴミや不法投棄、放置自転車やバイク、落書き、破壊行為の長期間の放置などを早期発見・早期処理し、犯罪を呼びこまない雰囲気づくり
地域住民や自治会とした防犯対策	地域や近隣自治会と連携した「子ども110番の家」として、子どもの逃げ場を確保
利用指導による防犯	園内における花火、若者の“たむろ”、未成年者による飲酒行為、バイクの乗り入れ等に対し、警察署や学校等とも連携して利用指導を行う
緊急車両の進入路の確保	事件事故の発生時に備え、警察、消防車両が園内に進入できる範囲を把握し、日頃から障害物や支障枝等を取り除き進入路を確保する
園内サインポストの表示	事故等が発生した場合、場所を正確かつ迅速に把握するため、園路上にサインポストを立て位置情報と緊急連絡先を表示



登山道危険箇所表示



急峻な登山道にロープを張り安全を確保



子ども110番の家

### ■施設の安全対策

#### ○駐車場における安全対策

本公園の水の苑地はサクラの名所としても有名であり、お花見シーズンになると駐車場が混雑することから、臨時で警備員を配置し、事故防止と渋滞の回避を行います。

また、根小屋地区の駐車場は駐車台数が限られていることから行楽シーズンになると土日祝日には満車の状態が慢性化しています。そこで、近隣住民への迷惑と事故防止の観点から警備員を配置して車両の誘導・整理を実施します。

施設毎の安全確保のポイント	
遊具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎日の巡視時に、目視と触診による安全点検を実施</li> <li>・ 月1回、目視・触診・打診等による定期点検を実施</li> <li>・ 年1回、専門業者による精密点検を実施</li> <li>・ 点検・修繕履歴の作成</li> </ul>
樹林地・植栽樹木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 枯損木や枯枝、倒木の発生の可能性が高いエリアは特に重点的なパトロールを実施、特に強風や大雨後には点検・巡視を実施し、倒木等を早急に処理</li> <li>・ 接触事故防止のため、園路沿いにはみだした枝を重点的に刈込み</li> <li>・ 危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集と早期発見、駆除</li> <li>・ 危険斜面の点検、民地との境界部の危険樹木の早期発見、早期報告</li> </ul>
園路・階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未舗装園路の敷き砂利流出や陥没による不陸等の点検、補修</li> <li>・ 木製階段の腐朽、ボルトの緩みなどを重点的に点検</li> </ul>
噴水・流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カスケードの壁面に割れがないかの点検の実施</li> <li>・ 残留塩素濃度の測定を行い、衛生基準値を満足しているか確認</li> </ul>

### ○保険への加入

事業や施設利用の際、万一、当協会の過失によって利用者に損害を与えた場合に備え、施設賠償責任保険へ加入します。

また、施設賠償責任保険でカバーできないケースに備えて、協会直営で製造、販売した食品に起因した食中毒に対応する生産物賠償責任保険及び、協会主催のイベントでの事故に対応する傷害保険（イベント保険）に加入します。

### ■火災への対策

消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用します。また、消防法が改正された場合等には必要に応じて計画の見直しを行います。

定期的に消防設備の点検を行うとともに、必要に応じて津久井消防署の指導を受けるほか、消防署や自治会と連携して消防訓練を行うなど、火災への対策を継続します。

#### ◆◆ 地域住民参加での消防訓練 ◆◆

本公園では、毎年地元の津久井消防署指導の下、消防訓練を実施しています。開催にあたっては事前に周辺自治会へ消防訓練の周知と参加の呼びかけを行っています。

また、毎回AEDの取扱講習も実施しています。前回は、火災時の煙疑似体験装置での煙体験も実施し、火災時の適切な避難と、防災意識を高めています。



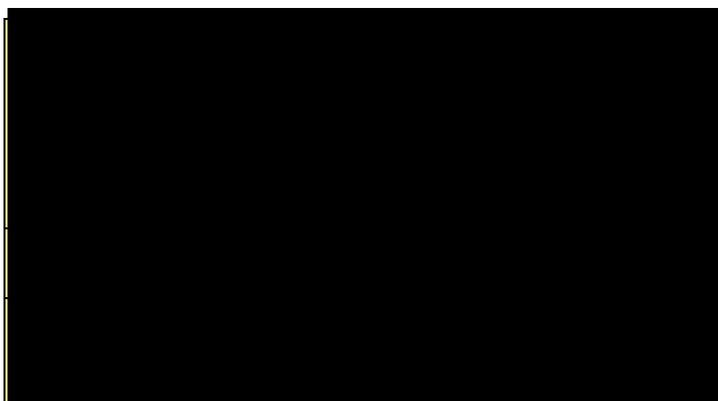
地元消防署指導での消防訓練

## ■維持管理業務における日常の作業の安全対策

利用者に対する安全確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内作業車走行時のハザードランプの点滅、速度順守</li> <li>・作業時における注意看板、立入防止柵などの設置</li> <li>・小石や障害物の飛散防止機能がついた刈払機の使用</li> </ul>
作業員の安全確保	作業スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝のスタッフミーティングにおける作業内容と安全の確認</li> <li>・高度な技術、資格等を要する作業は、専門業者に委託</li> <li>・機械除草作業マニュアルに基づいた除草作業の徹底</li> </ul>
	委託業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働関係法規遵守の指導（日々の作業状態のチェック）</li> </ul>
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全対策は責務として位置づけ（当協会で定める ████████ への明記）</li> <li>・作業中の行動内容を把握し、連絡体制を明確化</li> <li>・ボランティア保険加入を促進</li> </ul>

## ■安全管理のマニュアル等の整備

当協会全体または本公園職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制をつくるため、右のような各種マニュアル等を整備しています。これらは必要に応じて内容を見直し、更に改善していきます。



## ■安全対策研修の実施

労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関して、下記のような職員研修の実施やOJT、外部講習への参加により、安全意識の向上を図ります。

### ○新規採用者に対する安全衛生教育を実施

- ・労働安全衛生規則第35条に基づく安全衛生教育を実施します。

### ○○J T等による日常的な研修

- ・危険予知訓練（KYT）大会を年1回開催し、安全作業の意識を高め事故防止に努めています。
- ・スズメバチ等危険生物への対処方法の内部研修を実施します。
- ・公園のスタッフを対象とした遊具点検に関わる研修会を開催（年1回）します。



KYT大会の様子

### ○必要に応じた外部研修の受講

- ・農薬の安全講習会（外部講習 県実施の「防除関係者講習会」）を受講します。
- ・遊具の安全点検講習（外部講習）に、管理主任が数年に1回出席します。
- ・資格、特別教育等が必要な作業（刈払機、振動工具、チェーンソー、丸のこ等）については、その作業をする職員全員が専門機関の講習を受講します。

計画書9 「事故、異常気象等(水防を含む)の緊急事態が発生した場合の対応方針」等

**(1) 事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針**

事故の発生時には、事件・事故対応マニュアルに基づき利用者の安全確保を最優先に迅速な対応が必要です。

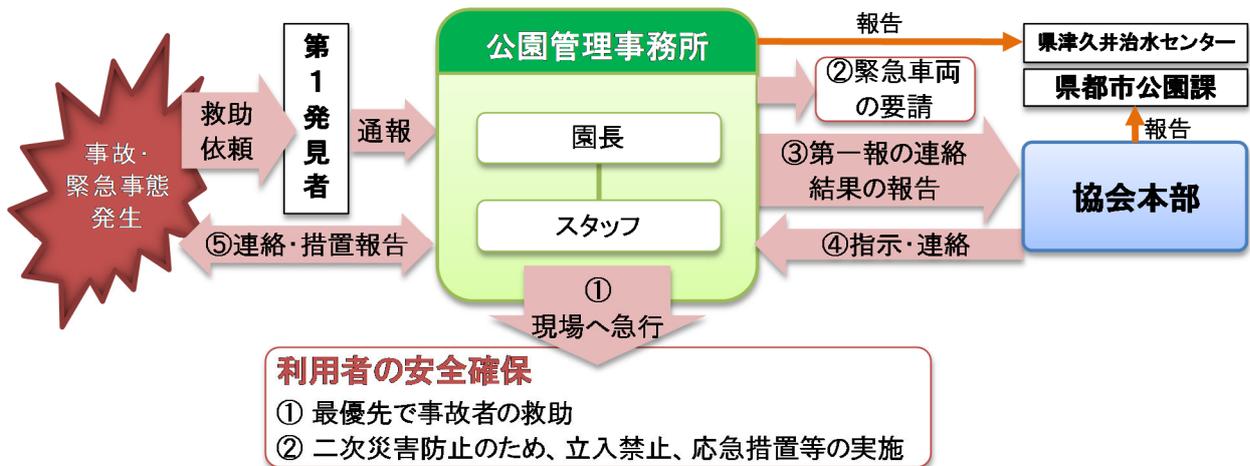
また、当協会では「県立都市公園等における災害活動対策指針」を策定し、様々な災害に的確に対応する体制を整えています。災害発生時には、協会本部や警察・病院等の関係機関とも連携し被害の拡大や二次災害の発生を極力抑止し、事態収拾後には再発防止を図ります。

特に、本公園内には崩落の可能性がある登山道もあり、平成24年には、ゲリラ豪雨により斜面が崩落し、土砂が登山道を塞いだこともありました。そのため、通常的气象警報に加えて、土砂災害警戒情報にも十分注意し、発令時や解除後には迅速な巡視を実施して被害の有無を確認し、適切な対応をとります。

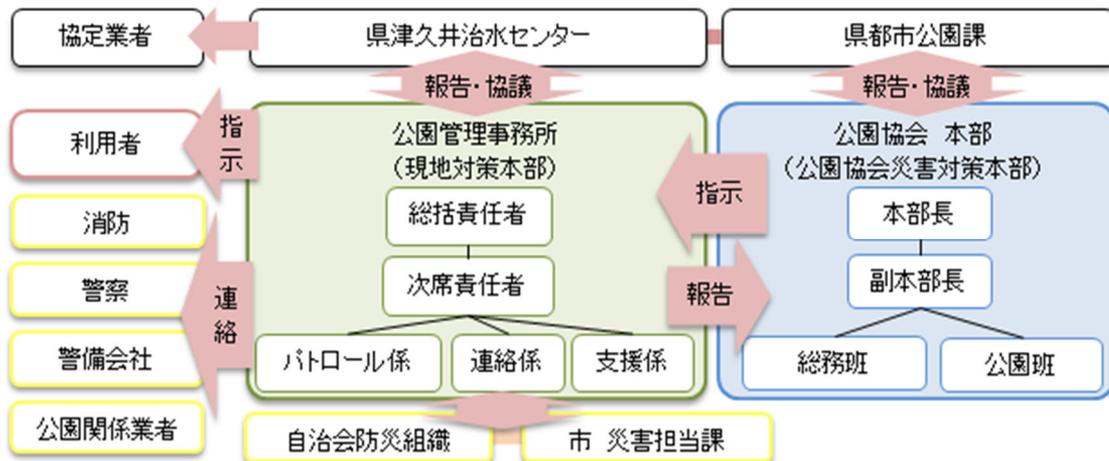
**■事故や災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応**

事故や災害等が発生した場合、園長（不在時は参集したスタッフの中の上位者）を現地の総括責任者とし、あらかじめ定められた役割や手順に従って速やかに対応します。

**○事故発生時の基本的な対応の流れ図中「県津久井治水センター」**



**○災害発生時の組織体制・連絡フロー**



## ○職員の役割分担

役割分担	役 職	緊急事態発生時の初期対応
総括責任者	園長（不在時は、副園長）	情報収集、伝達、連絡体制等の総括し、土木事務所や本部へ状況報告する
次席責任者	副園長（不在時は、公園管理主任等）	現場状況を把握し、随時、管理事務所に報告し、現場の指揮にあたる
パトロール係	公園管理主任、パート職員	園内等のパトロールを実施し、被害状況を確認 必要に応じ被害箇所への応急処置を実施する
連絡係		通信手段等を確保し、災害情報収集や来園者に対する園内放送を実施する
支援係		避難した方への応急手当や市や県への支援活動を実施する

## ○夜間および年末年始の対応

春から夏の週末の夜間には、巡回警備員が水の苑地、花の苑地、城山エリアの3エリアを巡視し、防犯や事故防止に備えます。また、緊急事態が発生した場合には予め整備した緊急連絡網により、園長または副園長等が連絡を受け出勤します。年末年始には、ご来光登山者も増えることから、警備員を城山登山道も含めて園内巡視にあたらせます。年末年始の連絡体制は、24時間の電話窓口を警備会社が受信し、当番表により公園職員が現場へ急行できる体制を確保し、本部職員も当番表に従い不測の事態に備えます。

### ■避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方法及び対応

避難誘導が必要な場合には、総括責任者の指揮監督のもと避難誘導にあたります。作業車などで園内を巡回し、被害者の有無や被害状況の確認を行うと同時に避難を呼び掛けるほか、園内放送でも繰り返しアナウンスを行います。

被害が拡大する恐れのあるエリアについては、立て札や立入禁止のロープを張るなどして利用制限を行い、二次災害を防ぐための対応を行います。また、臨時休園する場合には、ホームページ等に情報を掲載し、広く周知を図ります。

### ■暴風大雪警報をはじめとする気象警報等の発表時の対応

気象警報が発表された場合、必要に応じて園長が総括責任者として職員に参集を呼びかけ、対応にあたります。

利用者に対して園内放送などで警報が発表されたことを繰り返し周知するとともに、城山登山を予定している利用者には登山を中止し、避難するよう促します。

## ○大雨、大雪、暴風警報が発表された場合

危険が差し迫っている場合を除き、職員がパトロールを実施して園内の安全確認を行い、必要に応じてセイフティーコーンやバーなどで立入禁止の措置をとります。

### 1 平日の8時30分～17時15分に警報が発表された場合

- 園内放送や掲示等による注意喚起及び、応急対策等を講じるとともに、危険時を避けパトロールした後、園内の被害状況を津久井治水センターへ報告します。
- 警報が時間外にも継続して発表されている場合には、時間外にも公園利用者が

存在する可能性を考慮し、必要に応じて注意喚起等の措置を実施します。

2 時間外及び休日に発表された場合

- ・ 翌開庁日の8時30分までに公園の被害及び応急対策の状況を津久井治水センターへ報告します。報告時には、主園路や施設及び、事故の発生が予期される場所をパトロールするように努めますが、8時30分までにパトロールすることが現実的に不可能な場合には、把握している被害状況を津久井治水センターへ報告のうえ、公園全体のパトロール終了後、被害状況を津久井治水センターへ再度報告します。

○雷注意報が発表された場合

速やかに雷注意報の発表を利用者に知らせ、注意喚起を行います。

雷鳴が聞こえてきたら、城山登山の中止を呼びかけ、建物への一時避難を促します。

○土砂災害警戒情報への対応

土砂災害警戒情報が気象庁と県から発表された場合、付近に登山者がいる場合は登山の中止を要請します。解除後には、天候が安定し安全を確保した上で緊急巡視を実施します。



過去に崩落した登山道

○その他の異常気象等への対応

竜巻注意情報が発表された時、市から光化学スモッグ情報が発令された時などは、園内放送により利用者に注意喚起を行います。

**(2) 急病人等が生じた場合の対応**

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「事件・事故対応マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

■急病人が生じた場合の具体的対応

急病人・けが人が発生した場合、以下の手順に従って的確な処置を行います。

I 状況確認	・職員が現場に急行し、急病人の状況を確認します。
II 応急手当	・呼吸、意識の確認 ⇒呼吸、意識がない場合、心肺蘇生の実施やAEDの活用 ・熱中症の場合 パークセンター内の涼しい部屋へ搬送、夏期に常備する氷で冷やす、など
III 救急車の要請	・必要に応じて救急車を要請し、進入路を確保します。
IV 報告	・事態収拾後には、県津久井治水センター、協会本部へ対応結果を報告します。

## ■急病人発生に備えた対策

### ○AED、救急箱等の設置

パークセンターと水の苑地案内所にそれぞれ1台ずつAEDを設置しています。また、園路沿いや掲示板にはAED・救急箱の設置してある最寄りの施設を掲示しています。



パークセンター内に  
設置してあるAED

## ■救命に関する職員研修など

応急手当に関する知識や技術を学び、身に付けておくために、定期的に救命に関わる講習会等を受講します。

### ○上級救命講習の受講

公園管理主任以上の職員は、3年に1回、応急手当、けがの対処、心肺蘇生法、AED取扱いなどについて学ぶ上級救命講習を受講し、資格を取得しています。

これにより、当協会では管理する全施設に上級救命講習受講者を配置しています。

### ○防災訓練等におけるAED取り扱い訓練の実施

毎年、実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにしています。



救命講習でのAED研修

### ◆◆ AEDによる救命活動 ◆◆

平成24年6月、指定管理者として管理する県立座間谷戸山公園において、座間市が設置管理を行うテニスコートで利用者に急病人が発生、当協会職員がパークセンターに常備するAEDを使用して救護し、一命を取りとめました。

この救命救護活動により、当協会職員2名が、座間市より表彰を受けました。



表彰の様子 (H24 広報ざま)

計画書 10 「本公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応、大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方」

**(1) 本公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応**

当協会では既に「県立都市公園等における災害対策活動指針」を整備し、災害発生時の各公園と協会本部の対応、及び連絡体制を明確にしています。今後は、震災時の対応として、①利用者をいかに安全に避難誘導するか②発生時の県や市への協力体制の発揮を重点に、県が作成した「震災時対応の考え方」、及び上記指針に則り、地震の発生時間、震度に応じた下記の具体的対応を図ります。

**■大規模地震発生時の参集体制と配備体制**

**■ 8時30分から17時15分に震度4の地震が発生した場合（年末年始を除く）**

来園者への注意喚起等を実施するとともに、園内パトロールによる被害状況の確認と安全措置等を実施し、被害の有無にかかわらずパトロール開始時刻と被害状況を県厚木土木事務所津久井治水センター（土日祝日の場合は担当者携帯電話）と公園協会本部へ報告します。

**■時間外及び年末年始に震度4の地震が発生した場合**

地震後、園内パトロールにし、被害状況の確認と安全措置等を実施して、8時30分までに被害の有無にかかわらず被害状況を県厚木土木事務所津久井治水センター担当者携帯電話と公園協会本部へ報告します。

**■市内で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合**

**【勤務時間内発生時の対応】**

原則、当日勤務している全職員が以下の「配備体制」に基づき対応します。

**【勤務時間外の参集体制】**

公園管理主任以上の職員があらかじめ決められた自宅の最寄り公園に参集

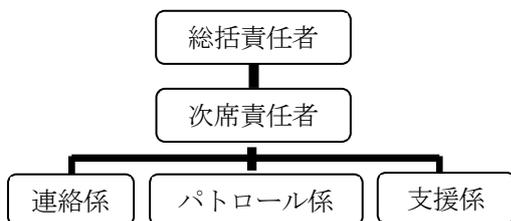
- ・公園管理主任以上の職員は年1回以上、最寄り公園等の緊急参集訓練に参加し、参集先公園の鍵の位置や放送設備の使用方法について習得します。
- ・職員は [REDACTED]
- ・職員は参集し次第、役割分担に従い初動体制を県土木事務所と協会本部に報告します。
- ・ [REDACTED]

**【配備体制】**

本公園に現地対策本部を設置、公園協会本部には災害対策本部を設置

震災時の人員配置体制

- ・総括責任者として園長が対応にあたりますが、園長が参集するまでの間は次席責任者が総括責任者を担当します。
- ・勤務時間外発注の場合、通常勤務開始時間を以て、時間外参集要員から本公園所属職員へ速やかに業務を引継ぎます。



係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	園内施設の点検、救援活動、物資の管理など

**【情報の収集と提供】**

- テレビ、インターネット、ラジオ等から広域及び周辺の被害状況、津波発生の有無等、継続的に情報収集し、園内放送や掲示により利用者への情報提供を行います。
- 公園内の被災箇所の情報を収集します。

**■警戒宣言発令時（東海地震予知情報）**

東海地震に関わる「警戒宣言」が発令された場合には、上記の震度5弱以上の地震発生時における初動体制と同様の配備体制を確立します。

**○警戒宣言発令時の対応**

- ・テレビ、ラジオ、インターネット等から情報を随時、正確に入手し、利用者へ冷静な対応を促します。
- ・消防用設備等の点検、作動確認や非常用備品の確認を行います。
- ・鉄道、バス等の運行休止や幹線道路の通行止め等により帰宅が困難な利用者に対しては、研修棟を開放する等の安全確保に努めます。

**（2）大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方**

本公園は広域避難場所に指定されていませんが、大地震発生時には地域住民が避難してくることも予想されます。また、遠方からの公園利用者が帰宅困難者になる恐れもあることから、県と協議しながらその対策を講じていく必要があります。

**■災害に備えた事前対策**

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な地震情報の収集に努めます。

**○災害情報の受発信**

地震警報機能付きラジオやテレビ、携帯電話への災害情報配信メール、SNS等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

**○災害対策マップの活用と更新**

園内の防災設備の位置、避難場所までの経路を明示した災害対策マップを作成し、緊急時に利用者が迷わず安全な場所まで避難できるよう掲示板等に明示します。

また、公園周辺も含め、公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

**■地域と連携した災害対策**

災害時に限られた職員でも迅速かつ的確な対応がとれるよう、日常から利用者や相模原市と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。

また、本公園から最寄りの避難所や広域避難場所への誘導方法や帰宅困難者の受入れ態勢について、事前に相模原市と調整し災害に備えるとともに、災害による被害状況や避難経路について迅速に避難者へ提供する為にハンドマイク等を整えます。

### ■日常訓練の充実

緊急時に利用者を安全に避難誘導できるよう、日頃から定期的に訓練に参加したり、独自に訓練を実施します。

また、利用者や地域住民と一体となって防災をテーマとしたイベントを開催し、楽しく訓練できる機会を提供します。

#### ○炊き出し体験の実施

アウトドアイベントを兼ねた防災イベントとして、園内の枯れ枝や薪を使った火おこしや、かまどの作製など、炊き出し訓練を実施します。

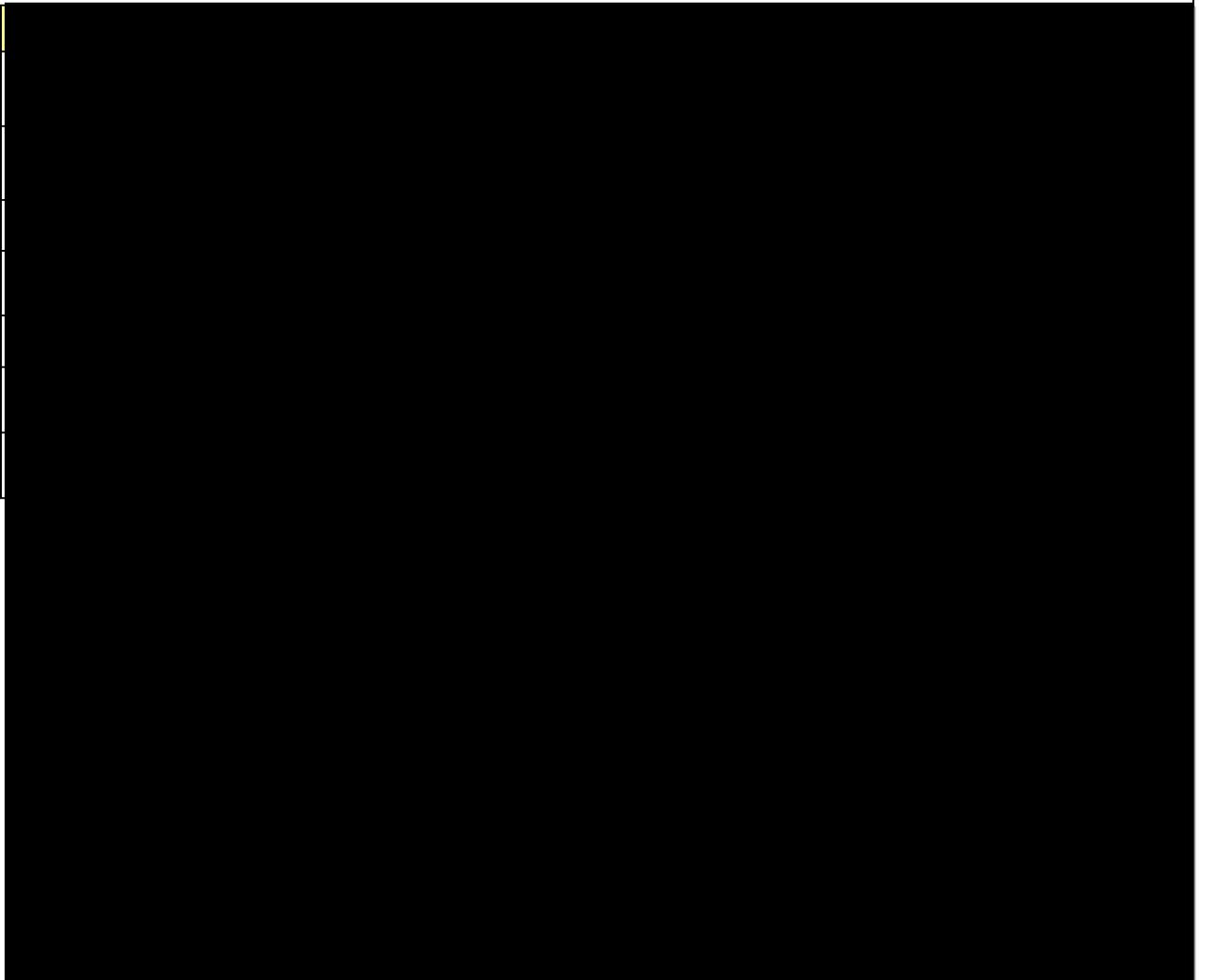
#### ○地域と一体となった避難訓練

自治会と連携し、パークセンター前広場において避難訓練を実施します。

### ■災害対応物品の独自の備蓄

備蓄にあたっては、当協会の自主財源を活用して独自に行います。

なお、備蓄品は状況に応じてそれを必要とする他公園や避難場所に提供します。



### ○災害用自動販売機の設置

災害時に無料で飲料が提供できる「災害救援ベンダー」対応の自動販売機を設置し、緊急時には園長の指示により自動販売機内の飲料を確保できる体制を整えます。



災害救援ベンダーのマーク



災害救援ベンダー  
の自動販売機

### ■災害発生時の協力等について

県津久井治水センターや相模原市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、連携した災害対応を行います。

#### ○災害復旧への協力

事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも必要な協力をします。また、県や市からの要請があった場合、テントやチェーンソー等の必要物資の提供や、救援活動への支援も積極的に行います。

### ■職員への教育

当協会では、大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるよう各種災害対策の教育を行います。また、各公園の特性や立地条件を考慮した職員教育を実施します。

#### ○避難訓練・初動対応訓練

公園での避難経路の確認や職員の役割に応じた初動対応訓練を、年1回以上実施します。また、定期的に災害図上訓練も取り入れ、様々なタイプの災害に対応できる体制を構築します。

#### ○参集訓練

勤務時間外に地震が発生したと想定して参集訓練を実施します。本公園職員以外の参集職員が放送設備の使用方法や扉の開錠方法等を学び、災害時に適切に対応できるよう訓練します。

#### ○通信訓練・連絡体制確認

公園と本部相互の衛星携帯電話等の通信確認や、衛星携帯電話の操作方法、緊急連絡網の再確認や再構築を実施し、災害時でも冷静に状況報告できるようにします。

また、本公園は拠点となるパークセンターから離れた水の苑地、花の苑地と城山があり、一つの通信手段で全てのエリアと連絡を取ることは不可能です。よって、衛星携帯電話、優先携帯電話、トランシーバー等の複数の通信手段を有効に組み合わせることにより、災害時の各公園のエリア間での連絡体制を確立させます。

計画書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

**(1) 地域人材の活用、地域・関係機関との協力体制の構築**

当協会は、本公園のシンボルである津久井城の遺構を含めた公園整備のあり方を協議する「県立津久井湖城山公園整備と遺構に関する調整連絡会」の事務局として、県津久井治水センターと連携し、15年以上にわたり地域の関係機関と連絡調整を図ってきました。

また、本公園をまちおこしの拠点として捉え、地元団体との連携・協働をより強化し、イベントの開催や名産品の開発などに取組むなど、地域活性化に貢献します。

協働のテーマ	連携先	
維持管理	県立津久井湖城山公園整備と遺構に関する調整連絡会 (市文化財保護課、博物館、教育委員会、地元郷土史家、考古学財団等)	
地域振興	津久井商工会	
	津久井青年会議所	
	地域の専門家	
	地元アーティスト等	
	津久井湖観光センター	
	津久井観光協会	
	城山観光協会	
	さがみはらフィルムコミッション	
	地元市民団体サークル等	
防災、防犯	地域連絡協議会 (県、地元自治会他)	
	地域 (自治会、相模原市)	
	津久井消防署	
	津久井警察署	

**(2) ボランティア団体等との連携、協働及び育成**

本公園では下記の通り、様々な分野のボランティア団体が活動しています。これらの活動をより一層促進するため、公園ボランティアとの協働の方針や活動支援内容などを盛り込んだ「公園ボランティア活動要綱」を定め、より多くの方がボランティアとして参加できるような環境づくりに努めています。

また、ボランティアを対象とした研修会の開催や、ボランティアと職員との共同作業を通じ、維持管理やイベント運営に関わる手法、技術を伝え、ボランティアの育成につなげます。



ボランティア説明会

協働のテーマ	連携先	
維持管理への協力	しろやま自然観察グループ	
	S K T (公園) ボランティア	
	城山保全隊 (市津久井・城山まちづくりセンター、ビレッジ若あゆ、東京 神奈川森林管理署)	
イベント運営の協力	さがみはらスポーツレクリエーションの会	
	グリーンさがみはらシェアリングネイチャーの会	
	地域団体(自治会、地元婦人会、 城山竹の会等)個人ボランティア	
	公緑会、土友会	

**(3) 他の公園、周辺施設との交流・連携**

■他の公園との連携

○「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

県立都市公園や県立自然公園を舞台にした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催し、毎年 600 点以上の作品応募があります。

作品は専門家による審査を行い、入賞作品展を、本公園を始め他公園や病院等で開催しています



フォトコンテスト写真展

○公園関係団体を通じた連携

公園関係団体で構成する首都圏みどりのネットワーク（首都圏公園緑地関係団体連絡協議会）や県・市公園緑地協会等連絡協議会の中で情報交換や他公園への視察を行い、引き続き管理運営に反映させていきます。

**(4) 地域企業等への業務委託による迅速、かつ、きめ細かいサービスの提供に向けた取組内容**

地元の業者、商店等は、その地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が期待できます。

私たちは、業務委託を行う場合には、今後も地元業者等への発注を優先的に行っていきます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、相模原市シルバー人材センターや財団法人津久井湖協会等の地元非営利団体とも継続的に業務委託することにより地域連携を図ります。

**(5) 企業のCSR活動（社会的責任、社会貢献）や学校等との連携**

**■地域企業の社会貢献活動**

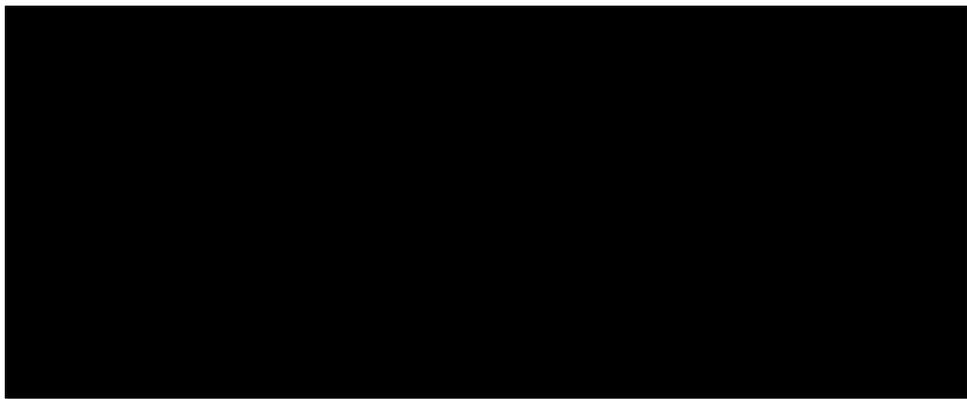
近年、企業のCSR活動が活発化する中、本公園では今後、公園ホームページ上での呼びかけ等を通じ、積極的に企業へ働きかけるとともに、受け入れる体制作りを行っていきます。受け入れに当たっては、資材・機材の提供や技術指導を行うことにより、活発な活動を行えるようにサポートしていきます。

**■学校等教育機関との連携**

地元の小中学校、高校に、郷土の自然と歴史のシンボルである“城山”を学ぶ場として、様々な校外活動に協力するとともに、各学校での「出前授業」も提供します。

また、大学生や大学院生の卒論や研究テーマに関する調査地としての場を提供し、調査活動や調査結果の展示、発表についても協力をしていきます。

テーマ	連携先	
学習活動の支援	中野小・中学校	[Redacted]
	串川小・中学校	
	城山高等学校	
	近隣保育園、幼稚園	
	ビレッジ若あゆ	
部活動の支援	中野中学校	[Redacted]
学校行事の支援	相模原市内小学校、近隣保育園、幼稚園など	[Redacted]
野生動物の調査・研究の支援	帝京科学大学、東京農業大学など	[Redacted]



## 計画書 12 「適切な積算、節減努力等」

**(1) 積算（内訳）において特に留意した事項**

指定管理料の積算にあたっては、サービス水準を確保することを基本とし、維持管理費と人件費の確保に留意しつつ、経費節減の工夫も行いました。

収支計画書の各項目別に内容を十分精査し、本公園の管理運営に必要な費用を算出しました。

収入計画は、過去4年の実績額を参考に、今後の工夫により更に集客を図ることで自動販売機利益の増加を見込んだ収入計画としました。

支出計画は、当協会の規程に基づく適正な人件費と積算資料等に基づく施工単価などを用いて、必要な管理経費を計上しました。また、委託業務においては、低価格契約とならないよう配慮した価格で積算をしています。

**(2) 経費節減について工夫した点、努力した点等**

本公園の管理運営にあたっては、サービス水準をしっかりと確保しつつ、作業のやり方などを見直し、更に効率的な業務の実施を目指します。

**■他公園との「備品・資材等の共用化」**

当協会は県内で多数の施設を運営しており、各施設で様々な備品や資材を保有しています。イベント時に多数の備品等が必要になった場合に、スケールメリットを活かして相互利用する「備品・資材等の共用化」を積極的に進め、資材等の購入費用を節減します。

**■費目ごとの経費節減策**

費目ごとの具体的な経費節減策は以下の通りです。

<b>事務費</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主財源でLED照明を導入し使用電力量を節減</li> <li>・ 特定規模電気事業者（PPS）を活用した電気料金の節減</li> <li>・ 競争原理の導入（見積もり合わせ、入札等）</li> <li>・ 受託者にも業務が計画的に見込め、スケールメリットを発揮する長期継続契約の導入</li> <li>・ 物品購入や機器リースにおける集約発注</li> <li>・ リース機器の再リースが可能な場合は継続使用</li> </ul>
<b>植物管理費 施設管理費 清掃管理費 利用促進費</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人力除草を造園業者ではなくシルバー人材センターに委託し節減</li> <li>・ 機械警備は長期継続契約で経費を圧縮</li> <li>・ トイレ清掃を清掃業者ではなくシルバー人材センターに委託し節減</li> <li>・ ポスター印刷を外注ではなく大型プリンターによる内製化で節減</li> </ul>
<b>人件費</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベントの入場者を予測し、メリハリの利いた人員配置</li> <li>・ 繁忙期、閑散期に応じた柔軟な人員配置</li> </ul>

< 付属書類 > 収支計画書（別添）

計画書 13 「人的な能力、執行体制」

**(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況**

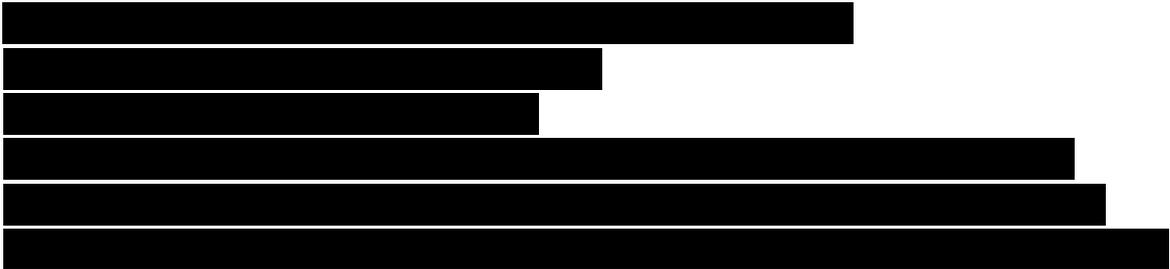
本公園において、県、県津久井治水センター、公園協会本部としっかりとした連絡体制をつくり、効果的・効率的な管理運営を行います。

**■現地責任者の役割及び経歴、主要職員の役割分担**

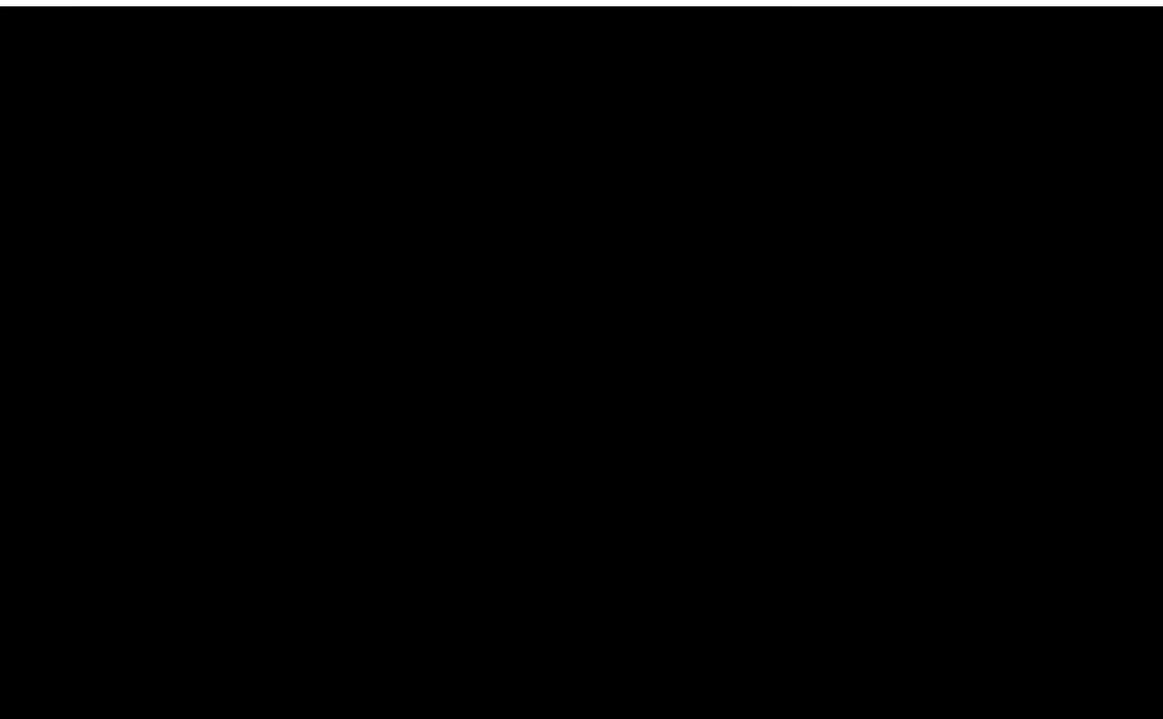


任)

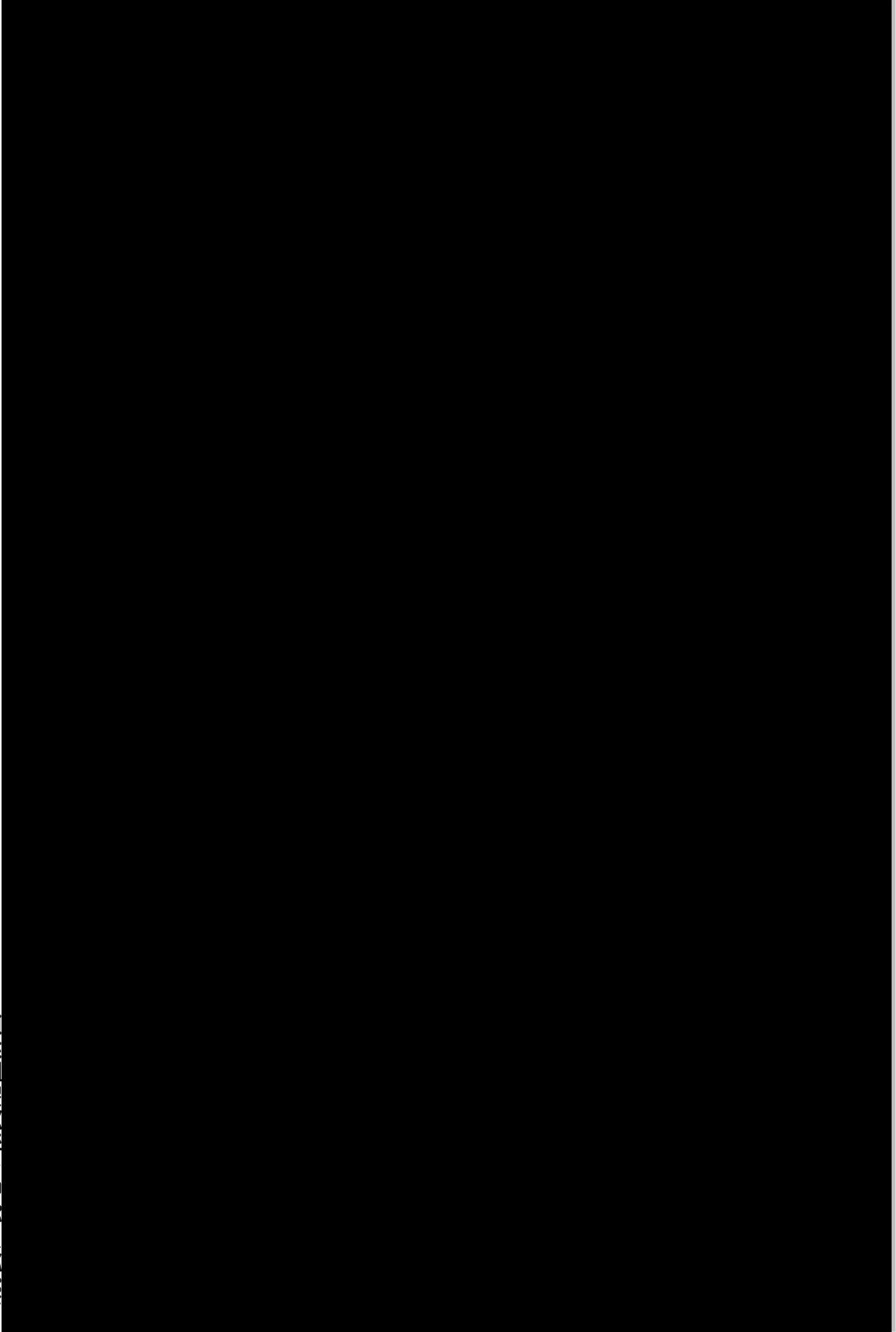
**■公園管理運営士、造園技能士、造園施工管理技士等公園の管理運営に係る有資格者の配置状況**



**■県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制**



＜別表＞現地の職員配置計画



## (2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

委託業務の実施にあたっては、規程やマニュアルに基づき、業務の進捗に沿って指導監督を行います。

### ■指定管理者としての点検方法、指導監督等

業務を委託した際には法令順守、品質確保、安全確保、工期厳守、利用者対応に留意して委託業務の指導監督にあたります。監督員には経験者を配置し、委託先の業務責任者を指定した上で、日報の提出や現地確認等により指導監督します。また、業務完了後は、完了検査を実施し業務の履行確認を行い、品質確保を図ります。

### ■具体的な委託業務内容

管理内容	業務内容	主な指導監督項目	点検方法
枝下し・枯損木処理	樹勢悪化木・支障枝の除去	事前に周知看板を設置する等の、安全確保を指導	処理本数、処分方法等を点検
遊具施設・建築設備・電気工作物・消防設備等	電気事業法による法定点検や建築基準法・遊具指針による点検	法令を順守し、資格確認や点検項目の漏れがないように指導	業務報告書類の漏れがないか、点検個所の間違いないかを点検
機械・巡回警備	機械・巡回警備	適切な利用者対応と迅速な対応について指導	作業日報により、適切に履行しているか点検
ゴミ処理	ゴミ・残材搬出	マニフェストにより事業者と契約を取交わし実施	廃棄場所・方法について、産業廃棄物管理票により点検

## (3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況

本公園の管理運営にあたっては、緑の中に様々な施設や機能が存在する都市公園として多様な利用ニーズに対応するため、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、利用促進など、幅広い分野の知識と経験が求められます。

そのことに加え、城山の持つ「自然」と「歴史」の資産を適切に管理運営し、公園利用者に正しく伝えていくことが本公園の管理者の使命として捉え、公園スタッフの更なるレベルアップに努めます。そして公園を利用するすべての方々に「安心・安全・快適・清潔」と感じていただける管理運営を実施します。

当協会では多様な公園管理業務に対応するため、全員を [ ] として育成することを目標に、職員が積極的に能力開発に取り組めるよう制度を整えています。



救命救急講習



労働安全講習

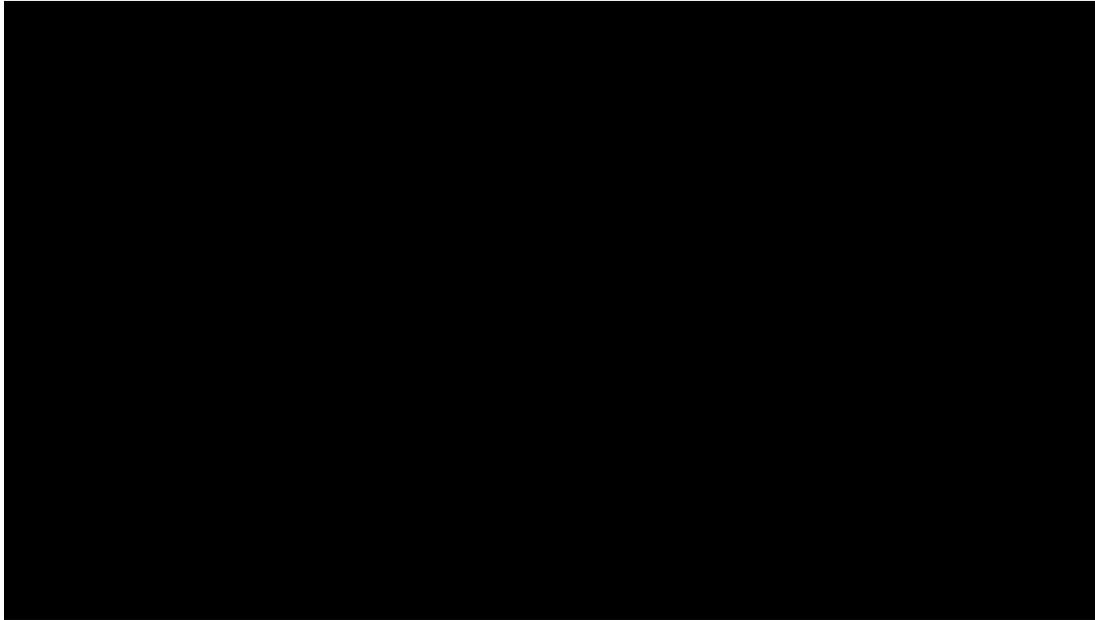


管理作業講習

## ■人材育成の仕組みの概要

次のような人材育成の仕組みにより、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

### 【人材育成の仕組み】



## ■能力開発の取組み

### ○職務内容に合わせた研修の受講

他公園の先進事例調査や、各種研修に参加する等、利用促進や管理運営マネジメントについての知識や技術を高めます。

### ○公園の管理運営に活用できる資格取得の推進

公園管理運営士をはじめとした資格取得費用の補助を行うなど、積極的に職員の資格取得を奨励しています。

### ○人材交流等の促進

新たな知識や管理手法等を習得するため、民間企業等との人材交流を図っています。

## ■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

当協会は、業務実績の向上に努めた職員を公平・平等に評価する「職員表彰制度」や「人事評価制度」を導入しています。これらの制度を適切に運用し、職員の業務の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研さんに取り組む意欲を高め、質の高い管理運営や組織全体の活性化を図ります。

## ■職員の採用について

当協会は、指定管理業務を着実・安定的に実施するため、公園を愛し、熱意のある、専門知識を有する人材を公募により常に確保しています。

非常勤職員については、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できる限り地元の方を採用しています。

計画書 14 「コンプライアンス、社会貢献」

**(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況**

当協会は、「就業、給与、決裁、会計及び個人情報等」に関する諸規程を定め公開するとともに、適正な取扱いを徹底しています。

また、「コンプライアンス要綱」に基づき、責任ある執行と法令遵守の徹底を図ります。

○当協会の諸規程

種 別	内 容	規 程
職員の就業	勤務時間、休日、時間外勤務、及び年次休暇、特別休暇、サービス、安全衛生、表彰、懲戒等および職員の勤務意欲や業務能率の向上を目的とした表彰制度や提案制度等の整備	公益財団法人神奈川県公園協会職員就業規程 公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
給与	職員の給与や手当についての必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会職員給与規程
会計	適切な会計処理に関する必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
非常勤職員の雇用等	規程、規則において、非常勤職員の雇用、給与等、勤務時間の割振り、休暇等についての必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会非常勤職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程
決裁	業務の執行ならびに人事等に関する決裁に関する必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会職務権限規程
法令遵守	法令遵守に関する必要事項	コンプライアンス要綱 コンプライアンスガイドライン
その他	情報公開、情報保護に関する必要事項	公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程 公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程

■法令遵守の取組み状況

当協会は、公益財団法人としての使命を自覚し、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、「コンプライアンス要綱」や「コンプライアンスガイドライン」を定め、これらを研修等において周知することで、役職員のコンプライアンス徹底を図っています。

## (2) 個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況

当協会の規程に即し、利用者の情報をはじめとした各種個人情報を、適正に取扱います。

### ■個人情報保護のための仕組み

本公園では、様々な個人情報を取扱っており、公園の管理運営に関わる全てのスタッフが、個人情報保護の重要性を認識して業務を行います。

万が一、個人情報の漏えいが発生した場合は、速やかに当協会全体の個人情報管理者である当公園の事務局長を始め、関係機関、対象者に報告するとともに、二次漏えいの防止に努めます。

#### ○諸規程の整備

当協会では、県の個人情報保護条例、及び指定管理者と県が締結する基本協定書に基づき、「公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱い事項を定める等、適切な諸規程を整備しています。

#### ○取扱いの徹底

##### ・管理責任者の明確化

公園ごとに個人情報取扱責任者を配置し、ガイドラインに沿った個人情報の取扱いを行います。

##### ・研修等による職員への周知徹底

毎年実施する協会全体の職員研修、各公園の定例の全体会議等において、「個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づいた研修や、パソコン管理者向けに適切なデータ管理についての研修を実施します。

##### ・県の「PDマーク」に登録

県の「PDマーク（個人情報取扱業務登録制度）」に登録しており、当協会の管理する個人情報は適切に取扱われていることを利用者等へ明らかにします。

##### ・パソコンデータの取扱いに関するセキュリティの強化

個人情報は主にパソコンデータにより管理していることから、適切なデータ管理を行なうとともに、コンピュータウイルスへの感染や外部からの不正アクセス等によるデータ流出の防止に取り組んでいきます。

※情報公開の申出があった場合は「公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」の定めにより、個人情報等の除外事項を除き、情報を開示します。

## (3) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

公園は神奈川県豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切に育む場所です。従って、環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドであると捉えています。

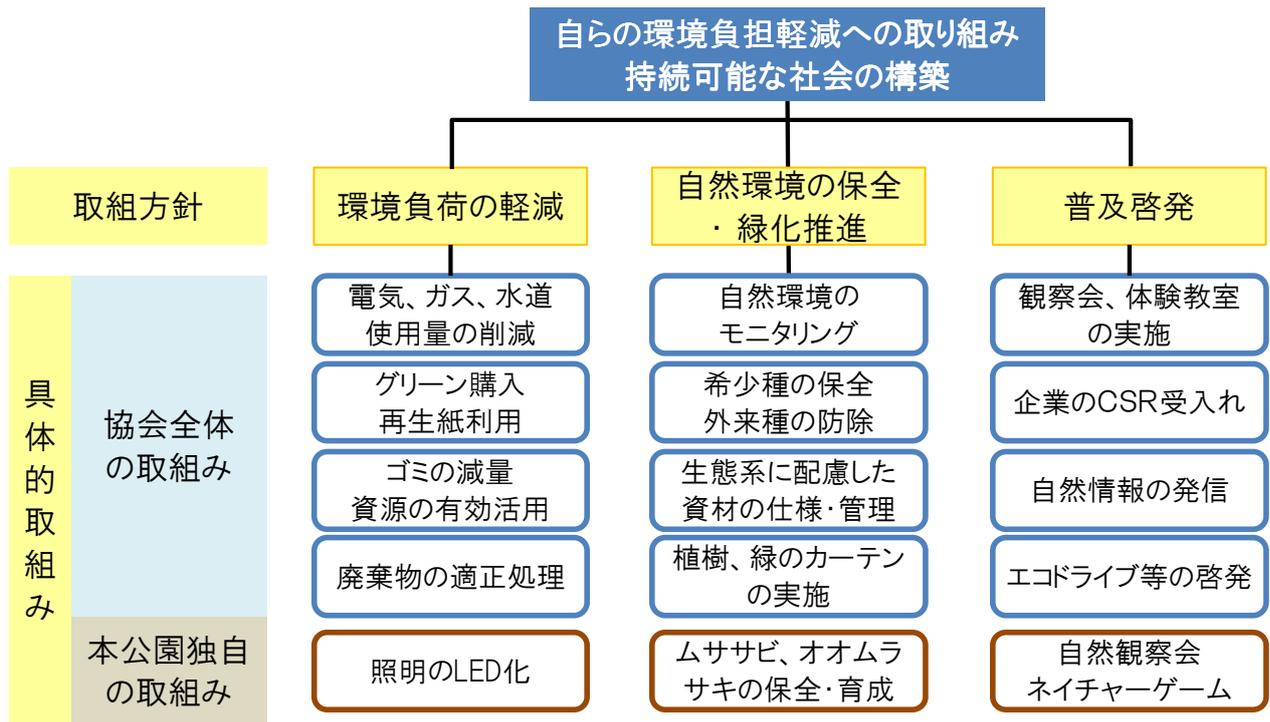
本公園の管理運営にあたっては、「神奈川県環境方針」を踏まえた取り組みを行います。

### ■独自システムによる総合的な環境マネジメントの実践

「エコアクション 21」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と生物多様性の保全を図っています。

### ○環境マネジメントシステム (Ecological Management System) の特徴

これまでの都市公園や自然公園における協会の取組みを踏まえ、環境負荷の軽減と自然環境の保全・緑化推進、普及啓発を大きな3つの取組み方針としたシステムです。当協会では、年1回、自己評価を実施しながら引き続きP D C Aサイクルによるシステムの運用を行っていきます。



### ○システム推進のための組織体制

当協会で管理運営する各公園に「エコリーダー」を置き、公園協会本部に体制の統括責任者として「環境代表者」を配置し、様々な取組みの実施と実績について、年1回、評価を行います。その結果をP D C Aサイクルにより、継続的に改善を図っていきます。

### ■環境負荷軽減の具体的取組み

- 自主財源により公園事務所および建物内の照明をLED化
- 不要な照明や電子機器類の電源オフ、クールビズ・ウォームビズの推進
- グリーン購入（トイレトペーパー・コピー用紙、石灰）、再生紙利用
- 間伐・枝落としによる発生材のチップ化による資源循環型維持管理

### ■自然環境の保全と緑化推進の具体的取組み

- 園内の植生や、野生動植物など自然環境の調査の実施
- 外来植物セイタカアワダチソウ、オオブタクサ等の除去

- パークセンター、研修棟での緑のカーテンの設置
- 「都市公園農薬使用指針」、「病虫害雑草防除基準」を遵守した農薬の使用



グリーンカーテンの導入

**■普及活動を通じた利用者・地域への発信の具体的取組み**

- 公園周辺アクセス道路における清掃活動「ゴミゼロアクセス」の実施
- 地元企業のCSR活動の積極的な誘致を行い、ホームページ等で広報
- ホームページ、屋外掲示板に季節毎の生物写真の展示と解説による自然情報発信
- 看板・チラシによるアイドリングストップ呼びかけで、エコドライブの啓発
- 自然観察会、ネイチャーゲーム等の体験学習による子どもたちへの普及啓発



ネイチャーゲーム

**(4) 障害者雇用促進の考え方**

公園は、障がい者にとって憩いの場でもありますが、一方で働きやすいフィールドでもあります。当協会は、障がい者が業務を行う上でのハンデキャップの解消に努め、より働きやすい環境づくりに取り組めます。

今後の本公園の管理運営にあたっては、特別支援学校の生徒の就労に向けたインターンシップ（就労体験）の受入れに協力します。また、地域の障がい者雇用を促進するため、当協会における就労機会の提供に取り組めます。

**■法定雇用率上回る雇用努力**

当協会全体では、令和2年6月1日現在、5公園6人を雇用（障がい者雇用義務3人）

**■障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注**

私たちは、障がい者の直接雇用に加え、障がい者就労施設への積極的な業務発注に努め、地域の障がい者支援施設の施設外就労を支援しています。

対象施設・事業	具体的な作業	
津久井湖城山公園	花壇内の除草、花殻摘み等	
相模原公園	除草、清掃等公園内の維持管理作業	
辻堂海浜公園	園内の清掃	
茅ヶ崎里山公園	除草、清掃等公園内の維持管理作業	
当協会花苗事業	花苗、苗木の生産等	

※障がい者の法定雇用率の高い企業へ優先的に発注する仕組み作りにも取り組んでいきます。